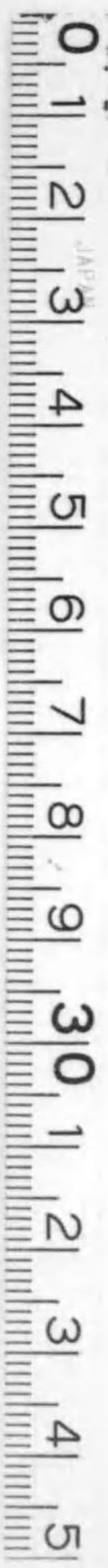


327

763



始



31. 5. 30

伯爵 堀田正恆閣下題字
千葉縣印旛郡長山下謙一殿序

佐倉町二十五年誌

全

千葉縣印旛郡佐倉町役場

見和
木

大正四年十月

心恒

田中

恒

二
を未倒に廻し町勢の刷新振興を企畫せんご欲せは須らく先づ町民自身をして其

一



和氣

大正四年十月

正恒





佐倉町二十五年誌序

自治制施行以來貳拾五年有余這の間種多の機關創設せられ形態漸を追ふて進み國民の自治に對する感念も次第に向上し協同相率ひて克く公共の事に盡し整理經營の實舉れるもの又尠からず國運發展の基礎を鞏固にする上より見て地方自治の發達は何人も翹望措かざる所なりと雖も翻つて余等地方にありて常に其實際に接觸し親しく種々なる出來事に遭遇する者より見れば所謂自治の民なるものが其の町村に對する態度を目撃して其の自治思想の普及發達の程度を考へ更らに其の指導者たる中心人物たる可き人士か如何程迄に郷土の爲に慮り町村の爲に力を致しつゝあるかに想到すれば自治体の眞の發達は果して幾年の後に期す可きか或は猶前途遼遠にあらざるなきかを疑はざるを得ず自治の訓練の容易ならざるこそ蓋し意表の外にありと謂ふべき歟之を佐倉町に於て見るも財政は比年膨脹して今や殆ど當初の十倍に垂んとするにも係はらず町勢の發展自治の運用に至りては之を併進するの勢狀を呈し得ざるは頗る遺憾とする所なり思ふに町治の興廢に關しては其の因由する所多かるべきも佐倉町か今に於て狂瀾を未倒に廻し町勢の刷新振興を企畫せんことを欲せは須らく先づ町民自身をして其

4. 12. 7

内交

の責任と義務を自覺せしめ自治觀念の昂上を謀るを以て當面の急務とするにありと云はざる可からず

佐倉町長木村典君は常に深く町治の不振を慨し之か挽回の策を講じて日も亦足らず頃日如上の缺陷を救済するの目的を以て助役鈴木一に命じ佐倉町二十五年誌を編纂せしめ今や剞劂に付せんことを見るに卷帙浩漭ならず雖も施政民情の變遷隆替より地勢産業教育は勿論社寺城砦の由來傳説方言等の微に至るまで古今を網羅して而かも繁簡其の宜しきを得たり顧ふに町民は之に依つて能く自己の町村を理解し自治の眞髓を了得し共同一致教育の振興産業の發達町治の圓滿完美を圖るに至るべく當局者は之に依りて施治の沿革を明かにし民情の趨向を察し以て適切なる計畫を立て自治經營に當るを得へし即ち本書が佐倉町將來の發展に向つて貢獻し裨益する所あるべきは余の信して疑はざる所なり聊か卑見を述へて序となす

大正四年十一月

印旛郡長 山下謙一

序言

國ニ史ナカルヘカラス、史アリテ始メテ古來ノ變遷ヲ知ル、其及ホストコロ愛國心ノ鼓吹トナリ、善政ノ實施トナリ、風教ノ改善トナリ、勸業ノ發展トナリテ國運ノ伸張ヲ見ルニ至ルヘシ、由來我帝國カ僅々五十年ノ間ニ於テ長足ノ進歩ヲ爲シタルハ、歐米文物ノ取捨、或ハ文明的東漸ノ地理的關係ニ因由セスンハアルヘカラスト雖モ、又以テ國民カ國史ノ力ニヨリテ、國體ノ關係、興廢ノ沿革、山川ノ變遷、産業ノ消長等ヲ審ニシ、今日アルニ至ラシメタルモノナリト言フモ、敢テ誣言ニ非ラサルヲ信スルナリ。

史ノ緊要ナル夫レ斯ノ如シ、然リ而シテ町村史ヲ編シ誌ヲ語ルモノ誠ニ尠シ、口ニ自治ヲ語り改善ヲ唱フルモ、何ンスレゾ其効果ヲ奏スルヲ得ンヤ、矛盾モ甚シト云フヘシ。

今ヤ國運ノ發展ハ旭日ノ如シ、從テ自治ノ改善ヲ要スヘキモノ多々、予不敏ナリト雖モ、思テ此處ニ致シ助役鈴木一ニ命シテ本冊子ヲ編纂セシム、而シテ日子ノ僅少ナリシタメ錯誤遺漏ノ多カラシムハ實ニ止ムヲ得サルニ屬ス、是等ハ他日補修ニ勉メ、所期ノ目的ニ達セシメントス。

之ヲ要スルニ目的ハ自治ノ資料ニ供スルニアリ、幸ニ参考タルヲ得ハ、光榮ト
スル所ナリ。

大正四年十一月

佐倉町長 木村 典

凡 例

- 一、忽卒諸書ヲ探リ、或ハ古老ノ言ヲ徵シ、廣ク涉獵スルノ違アラサルヲ以テ
往々信憑ヲ欠クモノアラシモ、當時ノ人情ト推理スルニ足ルヘキモノハ凡
テ之ヲ採録セリ。
- 二、部門ノ關係ニヨリ、記事ノ重複スルモノ尠カラス、之レ連繫ヲ保持スル爲
メ止ムヲ得サルニ出ツ。
- 三、本冊子ノ編纂ニ際リ、佐倉中學校長滋賀貞、全校囑託教師寺本善一郎兩先
生ハ、教務多端ナルニモ不係、誠實熱心ニ補修或ハ執筆ノ勞ヲ採ラレタリ
茲ニ謹テ感謝ノ意ヲ表ス。

大正四年十一月

編 者 鈴 木 一 敬 白



千葉縣印旛郡佐倉町町是

- 一、金融機關及組合ヲ設ケテ農商業上ノ發達ヲ計ルコト
- 二、工業ヲ起シ併テ副業ヲ撰擇採用シ之カ普及獎勵ヲ計ルコト
- 三、基本財産ノ増殖ヲ計ルコト
- 四、納稅組合ヲ設ケテ納稅義務ノ觀念ヲ養成シ併テ勤儉貯蓄ヲ獎勵スルコト
- 五、風教ノ改善ニ努ムルコト
- 六、共同一致心ノ養成ニ努ムルコト





○佐倉町二十五年誌目次

- 一、佐倉町の起原及沿革誌
- 一、育英誌
- 一、財政誌
- 一、行政官公署誌
- 一、自治行政機關并に執行事件誌
- 一、人事誌
- 一、兵事誌
- 一、神社、寺院、佛堂誌
- 一、方言訛語誌
- 一、名勝誌
- 一、古墳誌
- 一、古蹟誌
- 一、傳説誌

(終)

佐倉町二十五年誌

○佐倉の起原及沿革誌

現今の我が佐倉の城市一帯は往古鹿島郷鑄木と稱せり、鑄木の名は今當町の一區域に存すれども、元は其範圍廣かりしもの、如し、和名抄に鳴矢郷カサツキと見ゆるは即亦是なるべし、而して今の佐倉町及其名の起原は、慶長元和の頃、土井利勝が鹿島山に築城してこゝを治所と定めたるに在りとすべし、抑々下總國には、平安朝の後期に桓武平氏の裔、其根據を定めて千葉氏と稱し、常胤に至り源頼朝を助けて鎌倉幕府の創設に功あり、本國の守護に補せられ爾來代々千葉城に居りしが、常胤十九世の孫常胤、(一)に孝胤に作る(長祿中(約四百六十年前)佐倉郷將門山に城きて徙り住めり、此佐倉は今の本佐倉の地なり、その後數世此處に治し、小田原の北條氏とも姻親を重ねて一方に雄視せしが、天正十八年七月豊臣秀吉小田原城を陥れし時、佐倉城は本多忠勝酒井家次に攻められて遂に降り千葉氏も滅亡せり、同年久能宗能入部し其子宗秀文祿元年を以て他に轉じ、家康の五男武田信吉、同七男松平忠輝、相ついで封せられしも慶長八年忠輝の信越に轉封せると共に廢城となれり、

然るに慶長十五年本多忠勝佐倉の地三萬二千四百石余を領するに及び、徳川家康の命により鹿島山の形勝を相して築城を始め、慶長十六年工を興してより七年元和三年を以て落成し、舊號を繼ぎて佐倉城と命名せり、是即ち今の城郭にして市街は從て城下に發達し佐倉町を形成せり(是より先き天正中千葉郡胤鹿島山を相を地して築城を始めしが勝其遺構を利用してしるべし)

舊本佐倉風土記云、城在印旛郡之中……慶長十六年春興工七年而成名佐倉城、利勝治すること二十四年、寛永十年古河に移りし後は、一封一轉城主次の如く屢々易れり、
寛永十年 石川主殿頭忠總

同十二年 松平紀伊守家信——同 若狹守康信
 同十九年 堀田加賀守正盛——同 上野守正信
 寛文元年 松平和泉守乗久
 延寶六年 大久保加賀守忠朝
 貞享二年 戸田山城守忠昌——同 能登守忠真
 元祿十四年 稻葉丹後守正通——同 正知
 享保八年 松平左近將監乘邑——同 和泉守乘祐

延享三年堀田相摸守正亮、松平和泉守に代りて出羽國山形より當城に移り拾萬石を領し寶曆十年加増ありて拾壹萬石となる、爾來正順、正時、正愛、正睦、正倫相繼ぎ明治四年の廢藩置縣に及べり、其間實に百二十六年、是を現堀田伯爵家となす、初め堀田正盛寛永十九年此地に封せられ其子正信之を承けしが萬治三年十月八日正信感ずる所あり一封の諫書を幕府に奉り許可を待たずして佐倉の居城を退きしを以て所領を沒收せられ家衰へたり、然るに正盛の三男正俊父の分封下總國守谷の壹萬石より次第に増封せられ、五代將軍綱吉擁立の功を以て大老となり、下總古河城に治し拾參萬石を領するに至れり、之を伯爵家の祖とす、正俊の後、正仲、正虎、正春の間に封屢々移り正亮に至りてまた佐倉に封せられ、遠祖の遺領を襲うこと、なりしは奇縁と云ふべし、正亮は正俊の孫なり、堀田氏歴世の中、正睦最も英邁幕政に參し、外交の難局に當りて夙に開國進取の雄圖を斷せしと共に、藩に在りては銳意治を勵み民弊を救ひ學費を興し西洋の學術を奨勵しければ風教一時に揚り、佐倉は鎮西の長崎と對して關東に於ける泰西學術の淵藪と呼ばるゝに至れり、正倫また寛厚の資を以て之に臨み、廢藩の後も常に舊領を思念し、明治二十二年遂に東京より邸を此の地に移し、専ら心を地方の開発に盡し恩澤領内に遍し、

明治四年廢藩置縣となるや、その十一月十三日佐倉縣を廢せられて印旛縣となり、縣廳は東葛飾馬加村(今の幕張)に移され、當町は其管轄に屬せり、六年六月印旛縣廢せられて千葉縣となり廳舎千葉町に移

るや、當町も其所管となり第十大區第一小區に編入せられ(當時の佐倉町は宮小路町、新町、彌勒町、本町、本佐倉町、將門町、藤澤町、樹木町、野狐臺町、中尾余町、最上町、並木町、海隣寺町、田町、裏新町の十五町とす)小區扱所は本町に大區扱所は彌勒町に置かれたり、ついで大小區の改制と同時に第十大區第七小區に編入せられ、始めて戸長を置き行政の事務を執行せり(扱所は新町に置かる)全十一年十一月郡の廢合あり大區扱所を改め郡役所と爲し佐倉新町に移し、十一月二十一日を以て開廳し、印旛、下埴生、南相馬の三郡を管轄せり、全十七年八月並木町、裏新町、中尾余町、鍋木町、最上町、海隣寺町、宮小路町、鍋山新田、田町、彌勒町、野狐臺町は佐倉新町外十一ヶ町聯合戸長役場の治下に屬し、役場を新町二百二番地に置きたり(明治十八年類焼、新町延覺寺に移轉全十九年二月新町四三ノ二ノ二に移せり)後ち將門町、大蛇町、藤澤町、樹木町、本町の五ヶ町之に屬せり、全二十二年四月一日町村制の實施と共に更に之を佐倉町と改稱し(佐倉町役場と改稱)各町に區長を置き(大正二年十一月藤澤町將門町を合して區長一人を置けり)大正三年四月二十日現在の廳舎(新町一八五ノ一、一八五ノ二ノ二、一八六ノ二、一八六ノ一)に移轉し今日に及べり、

◎佐倉町の位置、廣袤、地勢、土質、産業

我が佐倉町は印旛郡の中央に位し東は酒々井町、和田村、南は根郷村、和田村、西は白井町、北は内郷村に接し、東西約二十五町、南北七町あり、地勢は大部丘陵にして酒々井方面より來れる丘脈は分れて將門山を爲し、本脈は西方に走り分れて南北の二支脈をなし、北支脈は海隣寺町に至りて盡き、南支脈は宮小路町を形成し更に北鹿島山となりて止まる、市街は重に此馬背狀をなせる丘上に展開し、鍋木町、田町のみは丘陵下、土質多くは第四紀古層壤土なるが故に菘蔬菜に適す、生業は商業を主とし、農業之に次ぎ、他は雜業とす、農産物の主なるものは、穀菘蔬菜等の類にして養蚕は一時旺盛なりしが、現時は衰頽して收購數量は殆んど其半となれり、名産として蒟蒻、笹飴ありて名四隣に高し、鱈、鯉、鰻、鮎、鰍等は、印旛沼及鹿島川より漁獵するを得るも其數量甚だ少數なり、

工、産物には味噌、醤油、麴、酒粕、傘、履物、建具、指物類等なり、堀田家農事誠驗場は、明治三十年故伯爵堀田正倫の創設にかゝり、其目的國本たる農事の改良にあり、現に實施しつゝある事業は左の如し、

- 一、作物及家禽に關する試験
- 二、賠償試験
- 三、種禽種卵種苗の配布
- 四、試験成績の配布講話
- 五、農村經營の實施指導

○佐倉城及市街の變遷誌

鹿嶋山は佐倉町の西方に突出せる島狀の臺地にして、町と連接する首狀の部を除きては凡て崖壁をなし天然の形勝なり、鹿島川を以て西南の濠となし、東北の二面には壕池を設け、猶鹿島川及野濠に沿うて壘壁を設けたり（壁の長さ總て千八百米突一城内の有様種々變遷ありしならんも、維新前の有様を現狀に比較して略記すれば、今の佐倉聯隊區司令部の前に大手門あり、之より三の御門に至るまで廣小路と稱するもの今の練兵場を横きりて直通し、其兩側は天神廓、仲下町、下町等に分れ重臣の邸宅相並べり、城主は常に三ノ丸御殿に住し、之も今の練兵場の西隅に在りたり、三の門を入りて二ノ丸、本丸あり、御米藏、調練場、愛宕神社と共に今の兵營の内となれり、猶兵營内の一部、南射擊場、北射擊場等には家士の住宅相並べりといふ、城外に於ては今の濟生病院の裏手なる凹地に鎗劍柔術の教所、馬場、鐵砲教所、御厩等あり、大聖院の下に射擊場あり、二ノ丸西方低地に火藥製造所、火藥庫等ありたり、又城外に於ける士臣の住居は、今の宮小路（往時は宮小路及鑄木小路に分てり）並木、中尾余、最上町及今の白井町に屬する江原等にして、並木の如きは道路に沿うて樹木繁生し土壘連壁せりといふ、

佐倉の市街は慶長元和の頃、土井利勝が鹿島山に築城してより發達せると前に述べたるが如し、利勝治城廿四年の間に鑄木村、大蛇村、小笹村、大佐倉（今内郷村に屬す）本佐倉（今酒々井町に屬す）を收めて城下となし、鑄木村東西の二丘を分ちて街衢を開かしめ、今の田町、海隣寺、並木、宮小路、新町、裏新町、中尾余、最上、彌勒、野狐臺、樹木、本町、藤澤、將門等の諸町始めて成れり、されど此等の諸町いづれも商店民家の櫛比したるにあらず、田町、新町、彌勒、本町等を除いては、士族の邸宅地又は農村なりしが如し舊佐倉風土記に 曰三田町、曰三新町、曰三彌勒、曰二本町、曰三本佐倉町、曰三酒々井町、是曰三佐倉町、とあるは参照とするに足れり、而して今の本佐倉酒々井等も佐倉を以て呼ばれたるが如し、

明治維新以後に於ける佐倉の變遷も著しきものあり、先づ城地の築造物は破壊せられ、明治六年鎮臺を置くに當り此處に第一軍第三師管營所を置かれ翌年、第一師團歩兵第三聯隊の屯營となるや、城内居住の士族屋敷は皆他に移り、大手門内の如きは廣漠なる練兵場となれり、市街は中心、新町、並木、海隣寺、田町の方面に移り、並木の如きは開かれて新街をなせり、かくて聯隊の設置は、一道の活氣を興へ、且當町は東京成田間の要衝に當り、成田參詣のため人車の往來絶えず、市況殷賑なりしが明治二十六年總武鐵道、成田鐵道敷設せられしを以て行人の往來頓に衰へ、土地が丘陵にして商業發達に便ならざると産業の著しきもの之なきと相待ちて漸次市況の衰微を招けり、後歩兵第二聯隊は水戸に移りて歩兵第五十七聯隊之に代り、區裁判所（大正二年廢せられて出張所となる）佐倉稅務署、縣立佐倉中學校、佐倉聯隊區司令部（曩さに歩兵第二旅團司令部置かれしも後東京に移る）相前後して設立せられしも未衰運を挽回するに至らず、

○育英誌

堀田氏襲封以前に於ける教育の施設の如何なりしかは知るに由なし、延享三年堀田正亮山形より當地に移り次代正順の時、居城の東宮、小路麻賀多神社の南隣、醫師松本其園の住家を修理して校舍に充て、内に孔子の聖像を祀り以て藩士の子弟講學の所となせり、是即佐倉藩蠶の權輿なり、文化五年の頃に至り相摸守正時自ら扁額に溫故堂と書して是を掲げ（この額今佐倉中學校に在り）又向之祥に命し朱子の白鹿洞書院掲示を書かしめ、是を板刻して諸臣に頒與し、毎年正月發講の日に臨み、教授之が講を爲すを以て其

恒例となしたりき、文化十一年備中守正愛、初めて校舎に於て釋尊の禮を行ひ、以後春秋二期必此例に従ひたり、次て名主備中守正睦封を襲くに及び、大に前代の弊風に鑑み痛く黜陟を行ひ發號施令以て奢侈を制し、廉節を貴び子弟の就學をすゝめ、士にして一藝一能に達せざれば其祿を減せり、是に於て一般翁然として學を勵み風俗大に革まれり、公また天保七年新に大手門外に校舎を造り成徳書院と名づく(温故堂は別名となる)又別に聖廟を建て春秋釋奠を行ひ、演武場を開きて擊刺の法を教へ銃戰を習はしめたり、公また夙に泰西學術の優秀なるを知り、天保九年鍋木仙安をして箕作阮甫の門に入りて和蘭醫學を學ばしめ、西淳甫を坪井信道の門に入らしめ、又木村軍太郎をして杉田成郷の門に入りて和蘭兵法を學ばしめ、同十四年には佐藤泰然、三宅良齋を聘して蘭學を講せしめたり、其後齋藤碩五郎を江川坦庵、佐久間象山の許に遣はし西洋兵法を學ばしめ、英學家手塚律藏を聘用する等盛に奨励を加へければ、學術大に起り他藩より來り學ぶもの亦尠からず、佐倉は一時我國に於ける西洋學術の一中心地となれり、かくて幕末の頃には教育の機關として東塾、西塾、成徳書院、醫學所等の設ありたり、

明治四年廢藩置縣となり、次て全五年學制を全國に布かる、や、佐倉新町は舊佐倉藩の東塾を以て假校舎となし、新町小學校を開設し、又舊佐倉藩の士族は盛徳館跡に鹿山小學校并に鹿山女兒小學校を開設せり、全八年新長屋に校舎を新築し新陽小學校と名く、記録の徴すべきものなきに依り施設の狀況明ならざるも、學制發布以來明治八年までの間に於て、鍋木村は周徳院に鍋木小學校を設け、本町は神明社境内に本町小學校を仮設し、後ち藤坂上に校舎を新築し、彌勒町は今の稅務署の地に彌勒小學校を開き、將門町は平台に將門小學校を設け、田町は隣村山崎小學校に屬せしが如し、以上の各小學校は各區域内(新陽小學校の區域は士族町區域即ち宮小路町、並木町、中尾余町、裏新町、最上町、野狐臺町とす)の兒童を收容教養し來りしが、全二十年千葉縣令第十三號尋常小學校區域第十番學區佐倉新町尋常科、佐倉彌勒町を分校と定められたるも、全二十一年九月に至り新陽小學校を増築して鹿山小學校、全女兒小學校、彌勒小學校、鍋木小學校の四校を合併し田町を加へて佐倉尋常小學校と改稱し、同時に組合佐倉高等小學校を新町二

百三十五番地に開設せり、全二十二年町村制の實施に際し新町、裏新町、鍋木町、野狐台町、本町、樹木町、藤澤町、大蛇町、將門町、最上町、中尾余町、並木町、宮小路町、海隣寺町、田町、鍋山新田、彌勒町の十六町一字を佐倉町と定められたるに依り、全二十三年四月佐倉尋常小學校を佐倉町立佐倉西尋常小學校とし、本町尋常小學校を佐倉町立佐倉東尋常小學校とし、組合佐倉高等小學校を佐倉町立佐倉高等小學校と改稱せり(明治二十八年五月修業年限男四ヶ年を三ヶ年に更正許可を得たり)而して該校舎は生徒の増加と共に狹隘を告げ且つ朽敗甚しきに依り、明治三十二年九月新築の許可を得て鍋木町字七峯に建造、翌三十三年生徒を收容して授業を開始す(明治三十八年二月再び認可を得て修業年限男の三ヶ年を四ヶ年に復し同時に女子の補習科を廢止し、全四十年佐倉西尋常小學校仮分教場を新町二百三十五番地に設置の認可を得(全四十一年七月農業科加設の認可を得)佐倉西尋常小學校は全年四月一日より義務教育年限延長の結果五學年を設く)全四十三年佐倉高等小學校の廢止と共に高等科を併置して佐倉尋常高等小學校と稱へ(全年三月認可を経て隨意科として英語科を加設す)全四十四年校舎を増築して佐倉西尋常小學校の生徒を收容し全時に佐倉西尋常小學校は之を閉鎖せり、此間學級數の變更、教科目の増減ありたるも日を追うて隆盛に赴き今日に及べり、大正四年七月現在十七學級にして在籍兒童數、尋常科高等科を合して男四百五十七人、女四百五十八人、合計九百七十七名、其の出席歩合は男九十七人一分三厘、女九十七人二分八厘平均九十七人二分一厘なり、職員は訓導兼校長男一人、訓導男九人、全女六人、准訓導女三人、代用教員男一人、合計二十人とす、

佐倉東尋常小學校は明治八年神明社境内に校舎を仮設し、全十七年十月本町百二十八番地に校舎を新築し初等中等の二科を置き、本町、樹木町、藤澤町、大蛇村、本佐倉村、上代村、高岡村、長熊村、馬橋村を以て學區域となし櫻東小學校と稱へたり、全十八年八月温習科を追加したりしかば生徒の増加と共に校舎の狹隘を告ぐるに至りたるを以て、全二十一年七月分教場を本佐倉妙胤寺内に置き生徒を收容す、全二十三年佐倉町立東尋常小學校となり他町村(町村制實施の結果)に屬する生徒は依託となり通學す

ることなれり、全二十九年當直室を増築し、全四十一年義務教育年限の延長せらるゝや温習科を廢して五學年を置きたり、全四十二年四月再び當直室を増築して舊當直室を教場に充用し今日に及べり、大正四年七月現在三學級にして在籍兒童數男六十九人女五十七人合計百二十六人、其出席歩合は男九十三人二分六厘女八十九人三分二厘平均九十一人四分八厘なり職員は訓導兼校長男一人訓導男女各一人合計三人とす、

佐倉實業補習學校の前身は明治三十八年九月當時の管理者及當町小學校教員等の發起に係る青年夜學校にして、年月の経過と共に隆盛に趣き効果の認むべきものあるに至りしを以て、全四十年三月佐倉實補習學校と命名し佐倉高等小學校に附設の件稟請、全年七月認可を得たるに依り全年十月五日夜學會を業廢し當時の學則に依り開校せり、全四十一年二月には入學者四十五名の盛運に達し、而して本縣よりは金五拾圓を經費補助として交付せられ、又郡會に於て明治四十一年度に於ては金貳百圓を補助すべく議決したり、全年五月學則改正の認可を得て農業科を加設し、縣費補助金百六拾圓を下附せらる、全四十二年三月再び學則改正の認可を得て夜學部の外農業科乙部を設け高等小學校農業科卒業生修學の端を開けり、全年度に於て縣費補助金百圓郡費補助金は貳百五拾圓に決し（大正三年度より補助金五拾圓となる）大正三年三月更に學則を改正し認可を得て今日に及べり左に學則を摘録す

佐倉實業補習學校學則

- 第一條 本校ハ佐倉實業補習學校ト稱シ千葉縣印旛郡佐倉尋常高等小學校ニ附設ス
- 第二條 本校ハ商業及農業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニヨリテ必須ナル智識技能ヲ授ケ併テ小學教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本校ノ學年ハ毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第四條 本校ノ修業年限ハ商業科ヲ三ヶ年、農業科ヲ二ヶ年トシ尚卒業生ノ爲メニ研究科ヲ置キ修學セシムルコトヲ得
- 第五條 本校ノ休業日ハ小學校ノ休業日ニ準ス 但シ商業科ニアリテハ毎月末日ノ十日間ヲ加フ
- 第六條 本校ノ教科目ハ商業科ニアリテハ修身、國語、算術、商業要項、商業簿記、商業地理、經濟初步、英語トシ商業地理、經濟初

歩、英語ヲ以テ隨意科トシ農業科ニアリテハ修身、國語、算術、理科、土壤肥料、作物耕種、農具、病虫害、園藝、養蚕、畜畜、家禽、農業經濟ノ大要トス

商業科ノ教科目ハ左ノ如シ(省ク)

農業科ノ教科課程表左ノ如シ(省ク)

- 第八條 本校每週教授時數ハ九時間トシ月火金木ノ四日午後六時ヨリ同九時マテノ間ニ定ム
- 第九條 本校ヘ入學ハ學年ノ始メトス 但シ時宜ニ依リテ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ
- 第十條 入學生ノ資格ハ年齢滿十二年以上ニシテ尋常小學校卒業又ハ學齡超過ノ者トス
- 第十一條 本校ニ入學セントスル者ハ保護者若クハ引受人ヨリ入學願書ヲ差出スヘシ
- 第十二條 退學セントスル者ハ保護者若クハ引受人ヨリ其旨届出ヘシ
- 第十三條 本校生徒ノ授業料ハ一ヶ月金二十錢トス
- 第十四條 授業料ハ毎月十日迄ニ佐倉町收入役ニ納ムヘシ
- 第十五條 欠席全月ニ亘ルトキハ其月ノ授業料ヲ徴收セス

佐倉實業女學校の前身は明治四十年七月八日佐倉女子技藝學校として印旛郡佐倉高等小學校内に附設の件稟請全年七月十七日附認可ありたるにより直ちに生徒の募集に著手し九月三日までに入學生九名を得授業を開始す、全四十二年三月校則改正の認可を得、全四十三年一月校名改稱の件知事に報告して佐倉實業女學校といひ、次て三月認可を経て校則を改正し以て銳意校運の發展と相待つて其實績を期すべく腐心したるに、空しからずして大正二十二年十二月(舊佐倉西尋常小學校舎に移轉す)には八十九名の生徒を收容するに至れり、爲に其實績は益々社會の認識する所となり、從て内容の設備を爲さざるべからざるの好況に逢著せしを以て、大正三年度に於て郡費補助の件を稟請し、全年度より金貳百圓を補助せられ今日に及べり、大正四年七月現在學級數三、在籍生徒數百六人、出席歩合七十一人九分二厘、職員は訓導兼校長男一人、訓導女三人、囑託教師女一人、男一人、合計六人とす左に學則を抄記せん

佐倉實業女學校學則

名稱及目的

第一條 本校ハ佐倉實踐女學校ト稱ス

第二條 本校ハ女子ニ實踐上適切ナル智識技能ヲ授ケ本邦固有ノ女徳ヲ啓發スル所トス

第三條 本校ノ學年ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四條 本校ニ本科、研究科、選科ノ三部ヲ置キ修業年限ヲ本科選科三箇年トシ研究科ハ別ニ修業年限ヲ設ケス 但シ學力技藝優等ナルモノハ臨時昇級セシメ學年ヲ短縮スルコトアルヘシ

第五條 本校ノ授業時間ハ一週三十二時トシ隨意科ハ規定時間以外ニ於テ之ヲ授ケ

第六條 本校ノ休業日ハ小學校ノ休業日ニ準ス

第七條 本科ノ教科目ハ修身、教育、國語、算術、理科、家事、唱歌、裁縫、編物、刺繡、造花、生花トシ教育、理科、編物、刺繡、造花、生花ハ隨意科目トス、研究科ノ教科目ハ修身、教育、裁縫、編物、刺繡、造花、生花トシ隨意科目ハ理科ノ外本科ニ同シ選科ノ教科目ハ修身、國語、算術、家事、裁縫、編物、刺繡、造花、生花トシ家事、編物、刺繡、造花、生花ハ隨意科目トス

第八條 本科ノ教科課程表左ノ如シ(略ス)

研究科課程表左ノ如シ(略ス)

選科教科課程表左ノ如シ(略ス)

第九條 本校ヘ入學ハ每學年ノ始メトス 但時宜ニヨリテ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十條 本校ニ入學スルモノハ資格左ノ如シ

一、本科第一學年ハ高等小學校第一學年修了又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ品行方正ノ者

二、選科第一學年ハ尋常小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ就學義務ヲ了リタル品行方正ノ者

三、研究科ハ本校卒業又ハ之ト同等以上ノ實力ヲ有シ品行方正ノ者

第十一條 本校ヘ入學セントスル者ハ保護者連署ニテ入學願書ニ履歷書ヲ添ヘテ願ヒ出ヘシ

第十二條 退學セントスル者ハ其旨願ヒ出ヘシ

第十三條 本校生徒ハ授業料トシテ一箇月金五拾錢ヲ納ムヘシ

第十四條 授業料ハ毎月十日迄ニ佐倉町收入役ニ納付スヘシ

第十五條 欠席全月ニ亘ルトキハ其月ノ授業料ヲ徴收セス

佐倉幼稚園ハ、佐倉尋常小學校の施設せらるゝや、學齡に達せざる兒童の爲に乙科なるものを加設し、之を保育し來りしが全二十六年之を廢せり、後ち佐倉の人安並やまなるもの、佐倉町内並木町に私立佐倉幼稚園を設け幼兒の保育に貢獻する所ありたり、時は移り年は變りて園主佐々田ちゑの時代に際し、時世の進歩は私立の幼稚園を以て甘んずるを許さざると同時に、大正二年十月佐倉尋常高等小學校の一部を利用し附屬幼稚園設置の件を本縣知事に稟請し、同月二十九日認可を得たるに依り直ちに開園したるものなり、而して佐倉實踐女學校の生徒日を追うて増加し爲めに教室の狹隘を告ぐるると同時に教育上に波及する不便尠からず、加ふるに幼稚園の新設となり園兒も又漸次増加し來りしかば、從來閉鎖しありし舊佐倉西尋常小學校に修繕を加へ之に充當するに決し、全年十一月工を起し全年十二月移轉して今日に及べり、大正四年七月現在園兒數六十五人、園長男一人(佐倉尋常高等小學校校長兼任) 保母二人合計三人とす、左に規則を抄録す

第一條 本園は幼兒を保育して其の心身の發達を健全ならしめ善良なる習慣を養ひて家庭教育を補ふを以て目的とす

第二條 本園に入るものは男女共其年齢滿四歳より尋常小學校に入學し得るに至るまでとす

第三條 本園保育課目は遊戯、唱歌、談話、手技とす

第四條 本園收容幼兒の定員は八十人とし之を二組に編成す

第五條 保育時間は一日五時間以内とす

第六條 休業日を定むるは左の如し

一、祝日、大祭日及び日曜日

二、皇后陛下御誕辰日

三、春期休業 (自三月二十五日至三月三十一日)

四、夏季休業 (自八月一日至八月三十一日)

五、冬季休業 (自十二月二十五日至翌年一月七日)

第七條 幼児の入退園に關しては其保護者より願出で本園の許可を受くるものとす
 第八條 幼児及其保護者の住所又は身分に異動を生じたるときは直に届出づるものとす
 第九條 保育料は本園の休業全月に亘りたるの外幼児一人に付一箇月金五拾錢とし毎月十日迄に保護者より納付するものとす 但し
 全月欠席者は免除す

第十條 本園の保育を受けたるものは證明書を與ふるものとす

千葉縣立佐倉中學校は字鍋山に在り、藩學成徳書院の學系をうけ寛政年中正順の時に設けられたる講學所以來實に百有余年の沿革を有す、今その概略を擧げんに正睦時代の成徳書院は明治三年に至り成徳館と改め、四年廢藩後は鹿山中學校と稱し、舊藩主の保護の下に繼續して明治廿一年に至れり、同年向之福校長となり組織を改め規模を擴張して佐倉集成學校と改稱し、廿九年には私立佐倉尋常中學校と改稱せり、其間堀田伯爵より補助を受けること尠からず、三十二年校舍其他を縣に寄附し四月千葉縣佐倉中學校と稱す、三十八年當局の議により將に廢校の厄運にかゝらんとするや、正倫伯痛く是を憂ひ資金拾萬金を提供し其利子六千金を以て特別會計となし、依然縣立中學校として繼續するを得たり、眞に天下稀觀の美事と謂ふべし、後ち四十二年に至り再び純然たる縣立中學校となり舊校舍狹隘にして設備不完全なるを以て、地を鍋山に相して新に校舍を建築し次て現在に至る、其費四萬貳千圓は實に正倫伯の寄附に因り、敷地は印旛郡有志の寄附に因る、而して同校の今日あるは堀田家の保護に因る者にして教育上特筆すへき美談といふべし、

私立佐倉裁縫女學校は、現校主大石とく女史の計画に依り、明治三十六年十二月千葉縣知事の認可を得て、佐倉町内宮小路町二十一番地に開校せしが、今や轉じて全町内新町四十九番地にあり、教授科目の主なるものは裁縫（和服、シャツ、袴下）作法、生花、茶道等にして、校主の外、夫々専門の教師ありて懇切丁寧に教授せり、地方よりの入校者の爲には寄宿を設備し現に十四、五人を收容す、創立以來茲に十二星霜、卒業生百三十余人を出し、現下大に發展の氣運にあり、名聲を慕うて入校するもの多く現に八十余名の生徒を收容せり、

佐倉町婦人黨風會の前身は佐倉町婦人會と稱し、日露戰役中の創設に係り其の目的とする所は、婦徳の修養出征軍人の後援にあり、而して戰役終局の後も之を持續せざるべからざる狀況に際會せり、茲に於て故伯爵堀田正倫夫人伴子氏、斯る經歷ある婦人會を空しく解散するは時勢を顧みざるの甚しきものなり、日露戰役の勝利は國運の發展となり婦女子と雖往日を遺忘することは決して許すべきにあらず益々婦徳の修養に努め、延て社會の風教を進め國運の進歩に資すべきなりと、自ら進んで會頭の位置に就き明治三十九年一月黨風會と改稱す、爾來婦徳修養の方法としては、其の入り易き佛法に如かざるを認め、毎月一回高德の僧を伯爵の菩提寺最上町なる甚大寺に招聘して法話會を開き、會員は勿論有志者に聽聞せしめ、尙其の法話を速記し雜誌「黨風」を發行して會員に頒てり、創立後既に九星霜を経過し「黨風」の發行も百余號に達し、佛法の根底下に時勢に鑑みて内外古今の事例を引證し縱横時弊を説きて道徳の本源を窮む、其の風教に資し社會の人心に一大福音を與ふるもの蓋し尠少にあらざるなり、佐倉報徳會は前佐倉中學校長山内佐太郎氏の首唱に成り、教育勅語戊申詔書の御趣旨を奉体し二宮尊徳翁の報徳主義の實行を期するを以て目的とし、會員は毎月貯金をなし又々時に講演會を開けり、されど大正四年大日本弘道會佐倉支會に合併せり、大日本弘道會佐倉支會は大正三年末の創立にして目下會員百名を超え堀田伯爵支會長たり、弘道會は本藩の出身西村茂樹が國民道徳の衰退を慨き天下に呼號して同志を糾合創設せしものにして、全國各地に支會の設立を見、佐倉町にも支會の設ありしが其會員少數にして振はざりしを、茲に再び活動するに至り報徳會も合併するに至れり、佐倉町各宗佛教慈悲會は、大正元年の創立に係り佐倉町内本町昌柏寺住職相澤快長之が會頭たり、其目的とする所は、免囚を保護して遷善訓化に努め善良の民たらしむるにあり、創設後既に四名の免囚者を保護し遷善に努むる所ありたり、本町理事者は其事業の公共的にして風教に資するあるを認め、大正三年度より町會は事業費として金拾圓を補助することを決議實行せり、

帝國在郷軍人會佐倉町分會は、明治四十三年十一月三日の創立に係り、當時の會長は退役陸軍歩兵中佐今井兼善氏にして副會長は全陸軍歩兵少佐高桑忠基氏なり、本會の前身とも謂ふべき佐倉町軍人會は、明治四十一年の創設にして時の町長の統ふる所なりしが、時勢の推移は遂に統一して軍事能力を増進し併せて青年を指導誘掖せしむべき必要を認め、全然組織を改め茲に分會の成立となり、爾後分會長として豫備陸軍一等獸醫正木村典氏、全豫備陸軍歩兵大佐宍戸民輔氏、全退役陸軍歩兵中佐椎名四郎氏、全豫備陸軍砲兵少佐藤藤潔氏、副會長として豫備陸軍砲兵少佐佐藤潔氏、全後備陸軍歩兵特務曹長福山昭氏、全豫備陸軍歩兵中尉西郡儀三郎氏を経て、現分會副會長退役陸軍歩兵中尉沼田仁助氏に至れり、歴代の分會長及副會長は常に在郷軍人會設立の趣旨を体し、熱心に誠實に全員を指導して大に向上發展に貢献する所ありたり、大正三年佐倉町青年會の設立せらるゝや、相提携して風教の改善を圖ると同時に本町の自治上に力を致さんとし、劃策經營する所尠からず、今や其影響は漸次傳播の兆候を呈し來りて悦ぶべき現象を示しつゝあり、

佐倉町青年會は、曩に堀田伯爵先公の首唱によりて成立したりとの説あるも杳として其存在を認むる能はず、想ふに伯爵先公の薨去と共に自然解散となり名のみ存せしにはあらざるか、然るに大正二年佐倉町の有識者は、青年會設立の必要を認め、陰に陽に劃策する所ありしが、氣運は躊躇を許さざる急轉直下の勢を以て設立を促進し來り、遂に大正三年七月を以て其成立を告ぐるに至り、次で印旛郡青年會の聯合となりて基礎漸く定まる、現會長は佐治純一氏副會長は川村朝太郎氏にして、常に誠實を以て全員を指導し著々發展の氣運に向ひつゝあり、然れども創立日尙淺きを以て其成果の認むべきものなしと雖も、青年をして自制心を惹起せしめたるは明なる事實なりとす、聞く所に依れば家禽、園藝及商業の二部を設け、其實施の方法に就ては目下研究中にありとのことなり、

佐倉獎學會は、明治三十六年の創立にして舊佐倉藩人及其子孫若くは舊佐倉藩に縁故ある者を以て組織せられ、其目的とする所は舊佐倉藩人及舊佐倉藩に縁故あるもの、子孫中、學術優等操行善良にして學

資に乏しき者に其資を貸與し成業せしむるにあり、而して今や之が爲めに成業し以て社會の表面に活躍しあるもの四十名内外に達し、現に貸費を受け就學せるもの十二名あり、而して總裁には堀田伯を推し會長は佐藤男爵（進）副會長は藤井善言（現賞勳局書記官）氏にして、東京市牛込區山吹町に養俊舎なる寄宿舎（明治三十七年設立）を設け、其監督として陸軍大學校教官青山學院教授岡田哲藏氏之に當り、尙寄宿舎委員の設けありて指導啓發に努めつゝあり、天下有爲の資を抱くも、資力乏しくして其志を達せざるもの多くあらん、是等は其人の不幸のみならず實に我帝國の一大不幸と謂はざるべからず、噫々本會の如きは實に如上薄倖者の福音にして又帝國の一大福音なり、

佐倉町少年義勇團は、世界の大勢と社會の風潮とに鑑み、少年教育の忽諸に附すべからざるを思ひ、時の町長木村典は案を附し熱心に、少年義勇團の設立を主張し、其結果大正四年九月十六日を以て本町有力者の贊助後援を得、著々歩武を進めつゝあり、斯る状況なるが故に近く其の成立を見るは明なる事にして實に本町の爲め將又國家の爲め眞に慶賀に堪へざるなり、規約は大正四年九月十五日内務、文部兩大臣并に千葉縣知事の本團設立に關する訓示に依り、多少變更を要すべきものあるに依り、今は之を記さず）

○財政誌

明治二十一年以前の事は殆んど據るべき書類なきを以て、殘念ながら其状況を叙するを得ず、要するに賦課徴收の方法に依りて年度々々の經費に充當し行政事務を掌理し來りしは明白の事なりとす、而して町村制實施以來即ち明治二十二年以降の財政は、實に左表の如くにして之を現時に比較對照せば、正に歲入に於て金壹萬八千貳百六拾七圓四拾七錢、歲出に於て金壹萬七千參百拾六圓六拾九錢の多きに達し、殆んど十八倍の増加を示せり、

如上の狀況より推斷せば、佐倉町が社會の進運に隨伴して茲に至りたる明はなる事實にして、此の間に於

ける當路者の苦心劃策は大に多とすべきものあり、元來町費の膨張は一面社會の進歩に併行するものなれば隨つて慶賀すべきことなりとす、殊に國光燦たる大正の大御代に御大典の御式を擧ぐるに遭ふ、人生の至榮此の上なかるべし、然り然りと雖も社會の進歩には二様の現象あるを如何せん、即ち皮相的と實質的となり、皮相的の進歩は畢竟滅亡の前兆にして、驕る平家は久しからず唯外裝の爲に財を徒費す、其の反面には懈怠淫逸の弊風起りて人生必行の道徳は頹れ、生産の事業は擧らずして自然的に滅亡するの餘儀なきに至るべし、般鑑少からず、事は小なると同時に實質を主とし漸次大に及ぼすを要す、嗚呼實質的の進歩なる哉、今明治二十二年より大正三年に至る間に於て重なる要經費の事業を摘録せば、明治二十七年に於ける警備費（消防器具の購入）の金七百九拾貳圓六拾壹錢貳厘、全三十二年に於ける高等小學校舎新築費の金八千貳百參拾八圓六拾貳錢參厘、明治四十二年に於ける屠場新築費の金參千四百六拾壹圓參拾七錢、全四十四年度に於ける尋常高等小學校舎増築費の金八千五百參拾貳圓六拾七錢なりとす、而して現時に於ける佐倉町の財政は、漸く整理を完了し稍々鞏固の領域に入り、大正三年度より毎年各種財産の蓄積額を合し、裕に金七百圓の増加を示し大に慶賀すべしと雖も、翻て考ふるに近く教育費或は屠場費或は衛生費に於て多大の經費を要すべきありて、固より本町民の一致堅確なる努力に待つべきは勿論なるも、又爲政者としては苦心劃策最善の方法なかるべからず、最善の方法とは如何、茲に具体的に言明するを得ざるも、要は時勢の如何と經濟の原則とに基きて、周到なる計画を以てし、結局は將來に於ける利益を收むるものならずべからず、然れども前既に述ぶるが如く其の主動力は本町民にあるを以て、今より猛省一番勤儉産を起し他日之が費に備ふるの覺悟なくして可ならんや、然らざれば爲政者の最善なる計画も方法も施すに途なく果ては挽回し得べからざる悲境に陥るに至るやも知るべからざるなり、

明治二十二年以降佐倉町歳出入一覽表

△印ハ減チヲ示ス

分區	入		歳		分區	明治二十二年		明治二十三年		明治二十四年		明治二十五年	
	計	前年度ニ比シ増減	町税	國稅徵收交附金		金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目
役場費	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
上	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
金額	八五、五九	不明	一、〇三、三五	六、七五	全	二、二九、六〇	寄附金	二、〇九、六〇	全	九一、四三	全	一、〇四、二四	全
科目	全	計	全	上	全	計	全	上	全	計	全	上	全
目	全	計	全	上	全	計	全	上	全				

佐倉町二十五年誌

出		入		分區						
金	翌年度繰越 (教育費)	臨時費	教育費	衛生費	會議費	役場費	科	前年度繰越 (教育費)	寄附金 (教育費)	雜收入
三、四、六、九〇	八、八三	一、六、六六	二、三、八四、三九	二、三、二〇	三、三、七五	八〇五、九一	金額	八、三、七二	八、二、〇〇	二、〇、五、八五
全	全	警備費	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
四、五、八、六九	五、七、〇〇	七、九、二、六二	二、五、〇三、二七	五、一、一五	二、八、三、九七	八八八、八五八	金額	八〇、八、二二	九〇、三、三五	二、〇、六、四、四五
全	全	全	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
四、七、五、七八二	七、四、二、六五	五、四、〇、九八	二、六、六、〇一九	二〇八、二、三九	二、三、七〇〇	九一九、四、三九	金額	四、三、九、六六	八、一、六〇〇	二、一、四、四、〇〇
全	全	臨時費	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
八、一、四、七〇	一、四、三、三七	三、九、二、九七〇	二、八、九、五、〇六五	一、四、二、七、六〇	一、七、五、一五	九、六、七、七八七	金額	七、四、二、六五	八、二、六〇〇	二、三、四、二、七、五五
全	全	全	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
六、〇、六、七、三六	四、九、七、八、二八八	四、〇、六、五、六〇	四、七、七、一、二二	四、七、七、一、二二	四、七、七、一、二二	二、五〇、〇〇〇	計	二、五〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	二、〇、六、四、四五

佐倉町二十五年誌

出		入		分區						
金	翌年度繰越 (教育費)	臨時費	教育費	衛生費	會議費	役場費	科	前年度繰越 (教育費)	寄附金 (教育費)	雜收入
一、八、六、五八	九、六、七、〇三	二、一、四、〇〇	二、六、九、〇五五	九、五、三、〇九	二、六、九、〇五五	二、七、〇〇	金額	二、六、九、〇五五	二、六、九、〇五五	二、〇、六、四、四五
全	全	委託金	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
一、三、〇、七、六	一、六、〇、五、七九	一、八、〇、四、二	九、九、七、三二	三、四、六、九〇	二、三、七〇	二、〇、六、四、四五	金額	三、四、六、九〇	三、四、六、九〇	二、〇、六、四、四五
全	全	全	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
一、三、一、七、九七	一、三、九、六、五七	一、〇、七、六、九	六、七、四、八〇	四、八、四、四三	二、一、〇〇	二、〇、六、四、四五	金額	四、八、四、四三	四、八、四、四三	二、〇、六、四、四五
全	全	全	全	全	全	全	科	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	目	上	上	上
二、七、〇、〇〇〇	一、六、八、一、六二	九、七、四、三三	八、七、七、三二	四、七、五、七、二	二、五〇〇	二、五〇〇	計	二、五〇〇	二、五〇〇	二、〇、六、四、四五

佐倉町二十五年誌

入	歲										分區	明治三十四年度	明治三十五年度	明治三十六年度	明治三十七年度
	委託金	前年度繰越金(教育費)	町税	縣稅交附金	國稅交附金	教育費寄附金	縣稅補助金	前年度繰越金	雜收入	數料					
三、四〇、七三三	〇、六八三	四、四九、七七五	一、八七、三七七	一、七五、八七五	七五、三三九	一九、七五五	一、二二、三三六	一、一七、四七〇	三、七五〇	三、〇八三	五、四八、〇八三	一、六九、七九五	五、六三、五六九	一、四九、七〇七	六、六五、二六五
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
二〇二、七三二	六九、九〇六	四、二八二、三七二		八五、七六一	八五八、六二七	六、二一五	一、四七〇、〇七一	一、〇五〇、一九〇	九、〇〇〇	三、四、六五〇	四、四七、四八六	九、二九四、五〇七	一、四九、七〇七	九、二九四、五〇七	八、三〇一、八一
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
二九六、七九九	〇、三三八	四、〇八三、五八〇	一、三三、三九九	八六、四〇六	四六六、三九六	一九、三四二	六、四八、六四四	一、六七五、六四四	七、五〇〇	三七、四三三	二、九四、七〇七	九、二九四、五〇七	一、四九、七〇七	九、二九四、五〇七	六、六五、二六五
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
雜收入ニ算入セリ以下全シ		三、七四三、九二〇	一、二六、七三〇	三〇四、七二〇	四七八、五五〇		四七、八七〇	二、一五、二四八	六、四八、二〇〇	四〇、四一六	八、三〇一、八一	六、六五、二六五	六、六五、二六五	六、六五、二六五	六、六五、二六五

佐倉町二十五年誌

計	歲										分區	前年度ニ比シ増減	計
	積立全	諸稅及負擔	勸業費	警備費	救助費	衛生費	教育費	會議費	役場費	科			
八、二九七、〇六二	三、〇八三	一〇四、七七七	一〇、〇〇〇	二二〇、七〇〇	〇、五〇〇	七九、三〇一	四、七五二、四六六	四六、六六一	一、五二、一八七	金	四六八、八七八	八、二九七、〇六二	八、二九七、〇六二
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	科	上	上	上
八、二七、四三三	三、〇八三	一、八、四四四	二〇、〇〇〇	二七三、〇二四	三、三三五	六八、四八六	四、八三七、六〇四	四六、六六四	一、六四三、三二八	金	一、六九、六三〇	八、二七、四三三	八、二七、四三三
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	科	上	上	上
七、四八五、四〇〇	三、〇八三	二、一、八八三	二〇、〇〇〇	一五五、五二五	四八、五四〇	三二、〇五〇	五、〇六六、九一五	四三、六六〇	一、六五九、三三五	金	六四二、〇三二	七、四八五、四〇〇	七、四八五、四〇〇
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	科	上	上	上
六、九六〇、四六四	四〇、四一六	二、三六、五八九	三〇、〇〇〇	四二、五六〇	三二、三八〇	一四九、五四五	四、八四〇、五八七	五一、〇九五	一、四五二、〇三二	金	五、四、九三六	六、九六〇、四六四	六、九六〇、四六四
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	科	上	上	上
二七、五〇〇	公債費	基本財産蓄積金								目			

佐倉町二十五年誌

出		計	全土木費	全教育費	臨時費補助費	雜支出	神社費	諸稅及負擔	財產費	小學校基本財產	警備費	救助費	屠場費
前年度ニ比シ増減													
		計	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		三、三三、七九七	四〇、五九九	三九、六三〇	五〇、〇〇〇	〇、五五〇	七、〇〇〇	三五、二〇二	一三、九〇〇	三八、八五〇	六九、一〇〇	四、一〇〇	二五〇、六五五
		成費	屠場費	役場費	上	上	上	上	上	上	上	上	上
		一五、四五五、五七〇	一、五八三、〇〇〇	二四、一〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、八九〇	一九、〇〇〇	四〇四、七七三	九、〇〇〇	七五、四二〇	五三四、六一五	二、〇三〇	二六一、五二〇
		三、三三、七九七											

佐倉町二十五年誌

職名	年次	報酬、給料、費用、辨償額	小使	使丁	教員	區長	町會議員	書記	收入役	助役	助役	町長	職名	年次	報酬、給料、費用、辨償額
	二十六年	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全		二十二年	全
	二十七年	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		二十三年	上
	二十八年	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		二十四年	上
	二十九年	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		二十五年	上
			一、六七〇	三、〇〇〇	六、六六〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	四、四〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇			
			一、五〇〇	三、〇〇〇	六、六九〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	七〇、〇〇〇			
			二、四〇〇	三、〇〇〇	七、三三〇	二、九〇〇	一、〇〇〇	四、五〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	七〇、〇〇〇			
			二、四〇〇	三、〇〇〇	七、三三〇	三、二〇〇	一、〇〇〇	四、七五〇	五、五〇〇	七、五〇〇	六、〇〇〇	七〇、〇〇〇			

自明治二十二年 千葉縣印旛郡佐倉町公吏其他ノ報酬、給料、費用辨償額一覽表 至大正四年

佐倉町二十五年誌

町長	助役	収入役	書記	町會議員	區長	教員	使丁	小使	年次	職名	町長	助役	助役
七〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	七,五〇〇	五,五〇〇	一,二〇〇	三,二〇〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	三十一年	報酬、費用、辨、給、料、額	一〇〇,〇〇〇	八四,〇〇〇	八,五〇〇
七〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	七,五〇〇	五,五〇〇	一,一〇〇	三,一〇〇	九,四〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	三十二年	上	一〇〇,〇〇〇	八四,〇〇〇	九,〇〇〇
八四,〇〇〇	七二,〇〇〇	七,五〇〇	五,五〇〇	〇,八〇〇	三,二〇〇	九,六五〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	三十三年	上	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

佐倉町二十五年誌

町長	助役	収入役	書記	町會議員	區長	教員	使丁	小使	年次	職名	町長	助役	助役
六〇,〇〇〇	六六,〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一六〇,〇〇〇	三,二〇〇	三,九五〇	三,五〇〇	二,八〇〇	三十四年	報酬、費用、辨、給、料、額	一六〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	三,〇〇〇
七〇,〇〇〇	七三,七〇〇	一〇〇	一〇〇	一六〇,〇〇〇	三,一〇〇	三,〇九〇	三,七五〇	三,三〇〇	三十五年	上	一六〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二,五〇〇
八,〇〇〇	七,七五〇	一五〇	一五〇	一八〇,〇〇〇	三,二〇〇	三,三〇〇	三,七五〇	三,三〇〇	三十六年	上	一八〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇
八,〇〇〇	七,七五〇	一五〇	一五〇	二一〇,〇〇〇	三,二〇〇	一四,〇〇〇	三,七五〇	三,三〇〇	三十七年	上	二一〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

佐倉町二十五年誌

職名	年次	小使	使丁	教員	區長	町會議員	書記	收入役	助役	助役	町長	職名	年次	小使	
費用、報酬、給價額	大正	全	全	平均給	全	年費用 償額一人	平均給	全	月給	年報酬	年報酬	費用、報酬、 給價額	四十二年	全	
	二年	四、七〇〇	四、五〇〇	三、四〇〇	四、〇〇〇	一回、 五〇〇	一〇、八〇〇	四、〇〇〇	一四、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	全	四十二年	全	
	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	全	四十三年	上	
	全	五、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一回、 五〇〇	一一、二〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	上	四十三年	全	
	三	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	四十三年	全	
	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	全	四十四年	上	
	全	五、〇〇〇	九、〇〇〇	三、四〇〇	四、五〇〇	一回、 五〇〇	三三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	八〇、〇〇〇	上	四十四年	全
	四	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	大正	全
	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	全	大正	上
	元	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	元	全
	年	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	年	上

四一

佐倉町二十五年誌

使丁	教員	區長	町會議員	書記	收入役	助役	助役	町長	職名	年次	小使	使丁	教員	區長
全	平均給	全	年費用 償額一人	平均給	全	月給	年報酬	年報酬	費用、報酬、 給價額	三十八年	全	全	平均給	全
四、二〇〇	一五、三七〇	四、〇〇〇	一回、 二〇〇	八、三〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	全	三十八年	三、六〇〇	四、〇〇〇	一五、六〇〇	三、七五〇
上	上	上	上	上	上	上	上	上	全	三十九年	上	上	上	上
四、二〇〇	一四、四〇〇	五、〇〇〇	一回、 二〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一八、〇〇〇	上	三十九年	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一四、〇〇〇	三、七五〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	四十年	全	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	上	上	全	四十一年	上	上	上	上
四、二五〇	一三、〇四〇	四、〇〇〇	一回、 三〇〇	一〇、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	上	四十一年	四、四〇〇	四、二〇〇	一五、〇〇〇	五、〇〇〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	四十二年	全	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	四十三年	上	上	上	上
四、六七〇	一二、九五〇	四、〇〇〇	一回、 四〇〇	一〇、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇	上	四十三年	四、四〇〇	四、二〇〇	一五、〇〇〇	三、三〇〇

四〇

考 備	町長	助役	助役	収入役	書記	町會議員	區長	教員	使丁	小使	給仕
	年報酬	年報酬	月給	全	平均給	平均給	全	平均給	全	全	全
一、本表ノ外各常設委員、就務ノ場合ハ一人一日金五拾錢ノ費用辨償額ヲ給ス 二、明治三十八年ヨリ町長、助役年報酬金額ノ左記ハ年費用辨償額トス	二四〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一三,〇〇〇	一四,〇〇〇	五,〇〇〇	一五,九〇〇	九,〇〇〇	四,七〇〇	全
	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	五,〇〇〇	一六,二〇〇	九,〇〇〇	四,七〇〇	上
	二四〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	五,〇〇〇	一六,二〇〇	九,〇〇〇	四,七〇〇	上
	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	五,〇〇〇	一六,二〇〇	九,〇〇〇	四,七〇〇	上
	二四〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	五,〇〇〇	一六,二〇〇	九,〇〇〇	四,七〇〇	上

明治二十二年度以降佐倉町町税實收一覽表

科 目	二十二年 度	二十三年 度	二十四年 度	二十五年 度	
地 價 割	二六、三三	上	上	上	
營 業 割	二〇〇、九〇	上	上	上	
戶 別 割	五〇、五一	上	上	上	
計	一、〇三、九六	一、〇〇〇、三三	一、一〇六、八四	一、一四八、〇八	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
一、地價金拾圓ニ付金四錢六厘七毛七五五強、地租壹圓ニ付金拾八錢七厘一毛一五二即チ地租ノ七分ノ一ケ三分〇九八一強、	一、地價金拾圓ニ付金參錢貳厘一毛〇二六地租金壹圓ニ付金拾貳錢八厘四毛即チ地租ノ一分二厘八毛四	一、全	上	一、地價金拾圓ニ付金參錢一厘二毛一、地租金壹圓ニ付金拾貳錢五厘即チ地租ノ一分二厘五毛	
二、地方稅營業稅雜稅ノ十分ノ九步三厘四毛八五一強、税金壹圓ニ付金九錢參厘四毛八六、	二、地方稅營業稅雜稅ノ一分二厘三毛七、税金壹圓ニ付金拾貳錢參厘七毛、	二、全上一分一厘一毛〇〇〇三、税金壹圓ニ付金壹錢壹厘強	上	二、全上一分、税金壹圓ニ付金拾壹錢	
三、地方稅戶別割ノ十分	三、地方稅戶數割ノ一	三、地方稅戶數割ノ一	三、地方稅戶數割ノ一	三、地方稅戶數割ノ一	

科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
計	九五、七〇三	計	一、六〇〇、五七九	計	一、三九、六五七	計	一、六八、一六二
地價割	一四、九八三	地價割	二五四、三五五	地價割	二二、九三〇	地價割	三五、八〇八
營業割	一四、九八九	營業割	二五四、三五五	營業割	二五、五三三	營業割	二九、九七三
戸別割	六九、七二二	戸別割	二八四、〇八〇	戸別割	八五四、二四四	戸別割	一、八〇、三八二
一、地價金拾圓ニ付金壹錢九厘四毛一九六、地租金壹圓ニ付金七錢七厘七毛即チ地租ノ七厘七毛七七		一、地價金拾圓ニ付金貳錢〇〇〇一五、地租金壹圓ニ付金八錢貳厘即チ地租ノ八厘二毛		一、地租壹圓ニ付金拾貳錢即チ地租ノ一分二厘		一、地價金拾圓ニ付金貳錢九厘貳毛、地租壹圓ニ付金拾壹錢七厘即チ地租ノ一分一厘七毛	
二、地方稅營業稅雜稅ノ八厘〇四四六四、稅金		二、地方稅營業稅ノ八厘五毛、稅金壹圓ニ		二、稅金千九百七拾圓ノ一分五厘		二、全上千七百六拾參圓八拾錢四厘ノ一分	

十一ヶ七分三厘三毛強
一戸ニ付金參拾五錢貳厘

ケ九分八厘四毛二六
一戸ニ付金參拾九錢六厘八毛五二

ケ四分一厘六毛二七
一八、一戸ニ付金參拾九錢六厘五毛五六
一、小學校分ノ戸別割ヲ含ム

四分
三分九毛四一、一戸ニ付金參拾七錢貳厘貳毛三五
全上

科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
計	一、七五、八七九	計	二、三六、六六八	計	三、〇九、二七六	計	三、二九、六五九
地價割	三九、七七七	地價割	二五、二二六	地價割	三三、五七	地價割	三七、七二
營業割	五、八五七	營業割	四七、三三〇	營業割	五三、六〇〇	營業割	六五、三三〇
戸別割	九四、二三五	戸別割	一、三四、三三〇	戸別割	二、〇一、七五六	戸別割	一、六〇、一八六
一、地價金拾圓ニ付金參		一、全上金參錢五厘		一、全上金五錢〇〇〇		一、地租壹圓ニ付金貳	
二、地方稅戶別割ノ九分六厘六毛四六三、一戸ニ付金貳拾八錢九厘九毛三九		三、地方稅戶數割ノ一ケ二厘小學校分ノ戸別割ヲ含ム		三、戶數割參百五拾九圓貳拾五錢ノ一ケ七分五厘 全上		三、全上金四百五拾圓拾五錢ノ一分二厘七毛 全上	
三、地方稅戶別割ノ九分六厘六毛四六三、一戸ニ付金貳拾八錢九厘九毛三九		三、地方稅戶數割ノ一ケ二厘小學校分ノ戸別割ヲ含ム		三、戶數割參百五拾九圓貳拾五錢ノ一ケ七分五厘 全上		三、全上金四百五拾圓拾五錢ノ一分二厘七毛 全上	
壹圓ニ付金八錢〇四毛四六四		付金八錢五厘		五厘八毛		五厘八毛	
小學校分ノ戸別割ヲ含ム							

四五

科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
地 價 割	二七、七三	地 價 割	二七〇、七六	地 價 割	三〇、八三〇	地 價 割	三七、四九〇
國稅營業割	四九、五八	國稅營業割	三五三、三九	國稅營業割	一七、〇七〇	國稅營業割	六四、五〇〇
縣稅營業割	五八、八四	縣稅營業割	五〇、二九	縣稅營業割	二〇、一三〇	縣稅營業割	九三、二四〇
戶 別 割	二、七四、七二	戶 別 割	二、八〇、五九	戶 別 割	二、五八、五〇	戶 別 割	一、四四、三三〇
計	三〇、二六	計	二九六、四一〇	計	八六、〇〇〇	計	三九八、八二〇
計	四、四九、七五	計	四、八二、三二	計	四、〇八三、五九〇	計	三、七四三、九二〇

錢貳厘五毛〇四八八、
 地租壹圓ニ付金拾參錢
 即チ地租、一分三厘、
 二、國稅諸營業稅金貳千
 圓、壹圓ニ付金拾參錢
 地方稅、營業稅、雜種稅
 金八百五拾圓、壹圓ニ
 付貳拾錢、
 三、戶別割金五百七拾圓
 貳拾四錢ノ九分七厘一
 毛一二三、小校分ノ學
 戶別割ヲ含ム

〇〇三〇八、地租壹
 圓ニ付金拾四錢、地
 租ノ一分四厘、
 二、全上金千九百五拾
 圓、一圓ニ付金貳拾
 錢地方稅營業稅雜種
 稅、金七百九拾圓、壹
 圓ニ付金貳拾貳錢、
 三、全上金八百九拾圓
 ノ六分九厘一毛八一
 四、小學校分ノ戶別
 割ヲ含ム

四九二、地租壹圓ニ
 付金貳拾錢即チ地租
 ノ二分、
 二、全上金貳千參百貳
 拾圓、縣稅金八百九
 拾參圓、合計金三千
 二百十三圓壹圓ニ付
 金貳拾參錢、
 三、縣稅戶數割金九百
 參拾七圓貳拾錢ノ九分
 小學校分ノ戶別割ヲ
 含ム

拾錢、
 二、國稅營業稅壹圓ニ
 付金參拾錢、
 三、縣稅營業稅壹圓ニ
 付金貳拾錢、
 四、戶別割壹圓ニ付金
 六拾九錢、一戶平均
 金四拾七錢八厘八毛
 六、
 五、所得稅壹圓ニ付金
 貳拾錢、

四六

科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
地 價 割	四九〇、六〇〇	地 價 割	五五六、六〇〇	地 價 割	四九五、〇三五	地 價 割	四九五、六七五
國稅營業割	六四、九三〇	國稅營業割	六四〇、八三〇	國稅營業割	六八五、三九〇	國稅營業割	八五六、一六〇
縣稅營業割	一、三六、四〇〇	縣稅營業割	一、二九、三三〇	縣稅營業割	一、二〇、六二〇	縣稅營業割	一、一八七、六六〇
計	三〇、二六	計	二九六、四一〇	計	八六、〇〇〇	計	三九八、八二〇
計	四、四九、七五	計	四、八二、三二	計	四、〇八三、五九〇	計	三、七四三、九二〇

一、地租壹圓ニ付金拾八
 錢、
 二、國稅營業稅壹圓ニ付
 金貳拾壹錢六厘、
 三、縣稅營業稅壹圓ニ付
 金二拾壹錢六厘、
 四、戶別割壹圓ニ付金六
 拾錢四厘、一戶平均金
 五拾貳錢貳厘四六、
 五、所得稅壹圓ニ付金貳
 拾壹錢、

一、全上壹圓ニ付金拾
 九錢、
 二、全上
 三、全上
 四、全上壹圓ニ付金五
 拾九錢貳厘、一戶平
 均金五拾貳錢貳厘四
 六、
 五、全上壹圓ニ付金貳
 拾參錢、

一、全上壹圓ニ付金貳
 拾錢、
 二、全上ノ壹圓ニ付金
 拾錢、
 三、全上壹圓ニ付金八
 錢、
 四、縣稅戶數割壹圓ニ
 付金四拾參錢、
 五、全上壹圓ニ付金四
 拾五錢、

一、全上
 二、全上壹圓ニ付金三
 拾錢、
 三、全上壹圓ニ付金五
 拾錢、
 四、全上壹圓ニ付金壹
 圓四拾四錢、
 五、所得稅壹圓ニ付金
 參拾錢、

四七

戶別割	所得稅割	四十二年		四十三年		四十四年		大正元	
		計	金額	計	金額	計	金額	計	金額
二、〇八、四三〇	四三、八〇〇	四、八四、三三〇	全	二、四九、六四〇	六、六、四四〇	三、六三、三三〇	四、〇六、〇四〇	一、〇〇五、五五〇	七、六五、〇八五
一、地租壹圓ニ付金參拾錢、	二、國稅營業稅壹圓ニ付金參拾錢、	一、全上壹圓ニ付金貳拾五錢、	二、全上壹圓ニ付金貳拾六錢、	三、全上	四、全上壹圓ニ付金壹圓五拾五錢、	五、全上	一、全上	二、全上	三、全上ノ壹圓ニ付金五拾四錢
三、縣稅營業稅壹圓ニ付金五拾六錢、	四、縣稅戶數割壹圓ニ付金壹圓四拾五錢、	五、所得稅壹圓ニ付金參拾錢、	一、全上壹圓ニ付金貳拾九錢、	二、全上壹圓ニ付金參拾錢、	三、全上壹圓ニ付金四拾九錢	四、全上壹圓ニ付金壹圓九拾八錢	五、全上	一、全上	二、全上
五、所得稅壹圓ニ付金參拾錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	全	五、五〇九、二四〇	七、二、二五〇	六、三、二五〇	六、三、二五〇	六、三、二五〇	六、三、二五〇
二、國稅營業稅壹圓ニ付金參拾錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	全	九、九、二〇五	九、三、〇五〇	九、三、〇五〇	九、三、〇五〇	九、三、〇五〇	九、三、〇五〇
三、縣稅營業稅壹圓ニ付金五拾錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	全	九、二、六八〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇
四、縣稅戶數割壹圓ニ付金貳圓	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	全	九、二、六八〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇
五、所得稅壹圓ニ付金參拾五錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	全	九、二、六八〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇	一、一八、七〇〇
計	一〇、四三、〇〇〇	一〇、四三、〇〇〇	計	九、二、六八〇	二、一、三四、九〇〇	二、一、三四、九〇〇	二、一、三四、九〇〇	九、八、六、四四五	九、八、六、四四五

戶別割	所得稅割	大正二		大正三	
		計	金額	計	金額
六、四三、三三〇	一、二四、〇七〇	九、一、六八〇	二、一、三四、九〇〇	六、八、六、一三〇	六、〇七、三三〇
一、地租壹圓ニ付金參拾七錢、	二、國稅營業稅壹圓ニ付金參拾錢、	一、全上壹圓ニ付金拾八錢、	二、全上壹圓ニ付金拾參錢、	三、全上壹圓ニ付金五拾五錢、	四、全上壹圓ニ付金貳圓參錢、
三、縣稅營業稅壹圓ニ付金五拾錢、	四、縣稅戶數割壹圓ニ付金貳圓	五、全上壹圓ニ付金拾四錢、	一、全上壹圓ニ付金貳拾壹錢、	二、全上壹圓ニ付金拾五錢、	三、全上壹圓ニ付金六拾五錢、
五、所得稅壹圓ニ付金參拾五錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
一、地租壹圓ニ付金參拾七錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
二、國稅營業稅壹圓ニ付金參拾錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
三、縣稅營業稅壹圓ニ付金五拾錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
四、縣稅戶數割壹圓ニ付金貳圓	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
五、所得稅壹圓ニ付金參拾五錢、	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
計	一〇、四三、〇〇〇	一〇、四三、〇〇〇	計	九、八、六、四四五	九、八、六、四四五

第十大區第七小區に改稱、次で小區扱所を新町に移し戸長を置きて行政の事務を執り、全十七年八月小區の制を廢して新町外十一ヶ町聯合戸長役場を置く(新町二百二番地)全十八年類焼の厄に逢ひたるを以て仮に役場を新町延覺寺に全十九年二月新町四十三番地の二ノ二に移轉し、全二十二年町制の實施と共に佐倉町役場と改稱以て大正二年に及び全三年四月二十日現在の廳舎に移轉せり、由來本廳舎は佐倉警察署の建造物なりしが、大正二年一月千葉縣より宅地と共に佐倉町に無償讓與せられたるものにして大正三年四月改築を行ひたるものとす、茲に戸長及町長の歴代人名を擧ぐれば實に左の如し

- 飯尾 登 櫻井 義勇 小幡 信 廣田 彬(以上戸長)
- 吉田傳左衛門 岩淵惣兵衛 櫻井 義勇 粕谷 濟 岩淵惣兵衛
- 吉田元次郎 川村彦三 木村 典(現町長)

二、印旛郡役所

明治六年七月大小區の改稱を行ふや、印旛(舊佐倉風土記に曰く、印旛江沮干郡之中、其東爲三印東、其西爲三印西、其名莊)とあり、今其の印東莊なる村名を摘録せば、高岡、大蛇、上代、長熊、本佐倉、酒々井、中川、下岩橋、伊篠、伊篠新田、日吉倉、久能、江辨須、大袋、飯中、上岩橋、公津、臺方、船形、柏木、下方、北須賀、八代の二十三村之なり)及埴生郡を以て第十大區となし、印旛及相馬郡を第十四大區とし、區に扱所を置いて統轄す、其役所を今の佐倉町内彌勒町に置きしが、全十一年十一月郡區編制法により、埴生郡を下埴生郡、相馬郡を南相馬郡と改稱し、印旛、下埴生、南相馬の三郡聯合郡役所を設置するに當り、仮に佐倉町内新町甚大寺を以て廳舎に充て執務し來りしが、全十八年より佐倉町内新町字二番町北側四十ノ内一、全四十一ノ内一、全四十二ノ内三ノ一、全仲町北側四十三ノ内二ノ一、全新町裏千二百二ノ内一、全千二百四、全千二百五ノ内一、全千二百十一ノ内一に廳舎の工を起し全十九年竣功移轉せり、全三十年四月郡制の實施に當り、印旛、下埴生の二郡を合して印旛郡となし、印旛郡役所と改稱、全四十四年に及びしが、廳舎は年月の經過と共に甚しく朽敗し、勢ひ改築を決行するの

餘儀なきに至りしを以て、大正元年工を起し、全二年五月竣功せしに依り、此の内假用せし佐倉町内裏新町舊佐倉西尋常小學校舎より移轉今日に及べり、而して改築に先ち敷地狹隘を告ぐるに至りしを以て、更に佐倉町内新町字二番町北側四十一ノ内二、全新町裏千二百五ノ三、全千二百二ノ内二を買收せり、今大區當時より現今に至る區長若くは郡長の氏名を擧ぐれば左の如し

- 宮崎 直候(區長)
- 藤田 九萬 武藤 宗彬 増子 永人 石井 晋一 沼崎 甚三
- 土屋 州平 菅 井 雄 中山 欽一郎 吉本 健吉 山下 謙一(現郡長)

三、佐倉警察署

佐倉警察署の經歷は、遠く明治八年に創れり、同年十月府縣に警部を置き、次で千葉縣にては同年十二月布達に依り、警察出張所を第一區より第十六區まで設置せられ、佐倉警察出張所は第十區に編入せらる、同十年一月警察出張所を警察分署と改稱せらるや、佐倉警察出張所は佐倉警察署となり、警部藤澤良治署長たり、同四十一年五月より警視を置き、同四十四年廳舎の新築を議決し、同年十二月起工、同四十五年七月竣功、次で同月二十五日舊廳舎より移轉今日に及べり、其位置及び署長の變遷左の如し、明治八年十二月佐倉警察出張所開設と同時に、佐倉町内彌勒町八十六番地松林寺を以て廳舎に充て、同十年一月佐倉警察署と改稱、引續き同十七年六月に至る、明治十七年六月(現今の役場廳舎)佐倉町内新町一八五ノ一、一八五ノ二ノ二、一八六ノ二、一八六ノ一ノ一に移轉せり(廳舎用として瓦葺木造二階建一棟及同平家一棟は一般の寄附に係り、敷地は、縣有とし、同四十五年七月に至る)

明治四十五年七月新築廳舎(佐倉町内裏町一五三ノ二、一五四ノ二、一五五ノ二)に移轉今日に及べり、佐倉警察署創設以來の署長を順記せば、警部藤澤良治、同武藤宗彬、同齋藤一馬、同平田友雄、同田中忠恕、同吉田精一、同角谷信之、同松島理武、同吉田精一、同桑原義清、同田川基明、同吉田精一、同

大塚武臣、同宮越正良、同吉田精一、同本山普、同福永兵太郎、同内藤兼雄、同松永篤、同榎本鐵太郎
警視日野篤實、同宮村豊、同島海清、同茂田安貴（現署長）とす、

四、佐倉税務署

明治二十六年頃始めて税務署を、佐倉町内新町字仲町北側四十三番地に置き、佐倉税務署と稱呼しあり
しが、同三十八年九月同町内彌勒町九十四番地に移轉（舊彌勒小學校跡にして明治二十年より同三十八
年まで佐倉區裁判所に充用せしもの）し以て今日に及べり、其管轄區域は印旛郡一圓とす、

佐倉町は大正元年度中國税完納の故を以て、同二年九月表彰状を佐倉税務署經由交附せられたり、今歴
代署長の氏名を擧ぐれば左の如し

- 小島 榮三 奥田 久馬太 船場 保明 田中 寛治 五味 基
- 中村 保之 江口 胤俊 長島 樹吉 島田城與三郎 坂口 圓藏（現署長）

五、佐倉區裁判所

明治二十一年七月始めて佐倉町内彌勒町九十四番地（舊彌勒小學校舎）に千葉治安裁判所の出張所を置き
しが、後ち裁判所構成法の實施に伴ひ、同二十三年十一月佐倉區裁判所と改稱し登記事務を取扱ふに至
れり、而して充用の廳舎は、開廳以來全然彌勒町の無償貸供なりしが、同三十八年同町幸田和助氏、同
町内字松勝九十二番地に、獨力を以て廳舎を造營貸與せり（約金貳千五百圓）同四十二年に至り同町三谷
專吉氏外一名主唱となり、外數百名（印旛郡の公職にあるもの全部）の賛成連署を得て地方裁判所經由、
當區裁判所に於て裁判事務を開始せられんことを司法省に、又一面には大塚清次郎氏外六名、該件を帝
國議會に向て請願せしに、衆議院議員吉植庄一郎氏等の盡力に依り、議會の協賛を経て同四十四年十
月より裁判事務をも行使するに至りしを以て廳舎に狹隘を告ぐるに至れり、茲に於て彌勒町民は協力出
資して（約金五千圓）廳舎の増築を行ひ之を貸供せり、然るに大正二年に至り行政整理の結果廢廳するの
止むなきに至る、爾後郡民に對する不便と不利益との聲は日を追うて擴大し來り、爲に從來關係を有す

る彌勒町の有識者は坐視するを得ざると同時に、一面佐倉町全体に及ぼす經濟關係の甚大なるを考へ、
幸田和助、岩淵惣太郎、三谷專吉、沼尻梅太郎の四氏、主唱となりて印旛郡在公職者の賛助を得、復活
の件を同三年迄二回同四年には佐倉町を代表して木村典、幸田和助、岩淵惣太郎、三谷專吉の四氏、二
回上京して帝國議會に建議請願を爲し、一面には當路の大臣に面接して、仔細を具狀する所ありたり、
其の結果院議に上りて復活の多望なるを認むるに至れるが如し、

六、佐倉郵便局

明治五年七月始めて佐倉町内新町四十三番地に佐倉局を置き、同八年一月五日局に指定、同年十一月爲
替を、同十年二月貯金を（年月不詳四等局）同二十三年七月電信を（内外和歐文）同月日不詳三等局に
昇り、同二十五年十月局舎を佐倉町内新町二百二十一番地に移轉せり）同二十六年二月小包を、同年月
日不詳電信爲替を（同二十九年七月同町四十二番地に移せり）同三十五年三月居宅拂爲替及び現金取立
を取扱へり、同三十六年四月官制改正の結果、特定三等郵便局と改稱、同三十八年四月電信機械室を郵
便局舎に移し、元の電信局を閉鎖す、同四十年四月告示第二〇二八號に依り電話を、同四十四年八月電
話の交換を開始し今日に及べり、

現今に於ける郵便集配區域は、七箇町村（七十の大字、三の小字を有す）にして町内を三區に町外を四區
に分割せり、而して其の集配度數は、町内は三區共五回、町外は四區共一回（町外の一區及三區には特
別増回として二回乃至三回を増回す）にして、其の集配一周里の最近は一里三十町、最遠は七里十八
町とす、電報の配達區域は、九箇町村に亘りて、其の最も近き里程は九町にして、最遠は三里あり、開
設當時の局長は平井儀兵衛にして、爾後、石橋吉兵衛、石橋保國、田崎一貫、吉田豊太郎、石渡勘右衛
門、櫻井佐吉、中澤潤二、塚原泰藏、渡邊爲次郎、佐藤永孝、櫻木林兵衛（局長心得）等の各局長を経
て、現局長渡邊益喜に至れり、
當局に於ける貯金の成績は頗る良好にして、試に大正三年度末に屬する狀況を擧ぐれば、預金人員は五

千五百五十六にして、其の金額は實に金八萬八千六百五拾九圓四拾四錢九厘の多額を示せり、

五六

七、千葉憲兵分隊佐倉分遣所
明治二十九年一月第一憲兵隊千葉分隊を新設せられ、其首部及佐倉町屯所を、佐倉町内新町三番地に置き、同年一月より事務を開始せり、同年六月分隊首部を千葉町に移し、同三十一年十一月佐倉憲兵分隊設置（元首部のありし場所）同三十二年十月豫て新築工事中なりし佐倉町内宮小路町第二十八、第二十九、第三十二番廳舎に移轉、同三十六年四月佐倉憲兵分隊及佐倉町屯所を合して佐倉憲兵隊と改稱、同三十七年四月憲兵隊配置及憲兵分隊管區表改正の結果、佐倉憲兵隊を廢して市川憲兵分隊に合し、佐倉町分遣所と改稱せらる、同四十四年八月憲兵隊配置及憲兵分隊管區表改正に伴ひ、市川憲兵分隊の管下を脱し、千葉憲兵分隊（新設）の所管となる、大正二年十二月千葉憲兵分隊佐倉分遣所と改稱し以て今日に至る、今分隊設置以來の長を擧ぐれば左の如し

陸軍憲兵大尉	彰山十藏	同	丸田近方
同	水町千里	同	菊地傳三
同	内部斌	同	中井巖
同	藤井季吉	同	神田長平
同	細井愛親	同	池田徳次郎
同	特務曹長 黒石憲治	同	濱田辰治郎
同	同 徳廣要吉	同	大野藤作
同	同 軍曹 山野井祐三郎	同	佐々木長五郎
同	同 特務曹長 松田五作	同	黒瀬友四郎
同	同 坂口辰藏	同	

○自治行政機關并に執行事件誌

町村制實施以前の事は、書類散逸の爲め適確なる調査を遂げ得ずと雖も、戸長としての職務は大要左の如くなりしが如し

- 一、 布告布達を町村内に示す事
 - 二、 地租及び諸税を取纏め上納する事
 - 三、 戸籍の事
 - 四、 徴兵下調の事
 - 五、 地所、建物、船舶、質入書入并に賣買に奥書加印の事
 - 六、 地券臺帳の事
 - 七、 迷子、捨兒及び行旅病人、變死人、其他事變あるときは警察署に報知の事
 - 八、 天災又は非常の難に遇ひ窮迫せる者を具狀する事
 - 九、 町村の幼童に就學勸誘の事
 - 十、 町村内の人民の印影簿を整置する事
 - 十一、 諸帳簿保存管守の事
 - 十二、 官費府縣費に係る河港、道路、堤防、橋梁、其他修繕保存すべき物に就き利害を具狀する事
- 戸長は其の町村民より可成公撰せしめ、當該縣令より辭令書を交附し（公撰方法は適宜其の町村に於て定む）郡區長の監督を受け、等級は官等等外一等より四等迄に準ず、（年俸金四拾圓より金六拾圓に至る）戸長に附屬する筆生的人员は、左の標準に依りて採用せり
- 一、 其の町村の箇數（一戸を一個とし、耕宅地反別三町歩を以て壹個とす）に依り之を採用す、標準左の如し

五七

二百個未満 一人
三百個以上 三人
以上百個毎に一人を増置す

二、給料は一人に付、一ヶ月定額を金壹圓と定め支給す、但し定額内にて適宜人員を増減するを得
三、筆生は戸長より其の人名并に性行を郡區長に具狀し、許可を得て後ち戸長より申付く、
明治十一年七月布告第十八號を以て府縣會規則を定められ同時に號外を以て、各町村は其の地方の便宜に從ひて、町村會議又は區會議を開き、地方税の外、人民協議の費用は、地價割、戸數割又は小間割、人口割、歩合金等其他慣習の舊法を用ゆること勝手たるべきこと、但し町村會、區會の章程規則を制定するには、内務卿に届出で認可を受くべきことを達せられたり、
如上に依り推斷するときは、戸長役場費用の如きは一箇年の費額（其年七月より翌年六月迄を一周年度とす）を豫算し、郡區長の検査を経て四期に其金額を受領し、民費は町村會又は人民の協議に依り（教育費、衛生費の如きもの）て課税徴收し其費途に充當したり、町村會議員の選舉法并に其人員等は知るに由なきも、古老の言に依れば佐倉町の如きは七人の議員ありて時々會議を開きたる事ありと、之を要するに戸長以下の俸給、旅費、筆紙墨料を郡役所より支給せらるゝ、外凡て現制の形式と異ならざりしが如し、
明治二十二年町村制の實施せらるゝや、戸長は町村長に改り、町村會議員の選舉法并に人員、行政區劃の編成、各常設委員の選舉等定まり、町村は教育、交通、勸業、衛生、兵事、救護等中央行政の事務を分擔するに至れり、由來自治の實質は、府縣郡にあらざりて市町村にあり、何となれば市町村の議決機關は其住民の選舉したる議員を以て組織をらるゝのみならず、執行機關たる町村長、助役の如きも、多くは町村公民中より選任せらるゝを以て也、府縣郡も亦自治團體なりと雖も、人民より選出したる議員は單に議決權を有するのみにして、實際上府縣郡の事務は、中央政府の官吏に依りて執行せられ、市町村とはその趣を異にす、故に市町村の議員、吏員よく自治の精神を解し常に民風を改善し、生産の發達

人智の増進を企圖し、以て國家永遠の基礎を確立するの自信なかるべからず、然らざれば自治体の根本義を誤り、其結果は延ひて民俗の壞乱となり、自己町村の衰微となり、果ては國家の運命を危うするに至るべし、嗚呼責を自治政務に負ふもの、深く留意すべきことならずや、
町村制實施當時に於ける佐倉町の町會議員は、左記十八名なり、爾後今日に至るまでの氏名を尙ほ各年次に於ける議決件名を列記し、如何に歴代の自治機關が佐倉町の爲めに劃策貢獻せしかを追想し、同時に本町が今日の狀況に至れる経路の概要を知り、取捨以て將來經綸の資に供せん

佐倉町會議員歴代人名及議決件名

明治二十二年四月 月當選者	同二十五年四月 當選者	議決件名
辻 小兵衛	押尾房次郎	○明治二十二年 一、佐倉町會議事仮細則設定ノ件 二、有給助役、收入役推選ノ件 三、區長條例設定ノ件 四、區劃ノ件 五、常設委員條例設定ノ件 六、退隱料條例設定ノ件 七、手数料條例設定ノ件 八、手數料條例設定ノ件 九、町税徴收條例設定ノ件 十、徴稅督促條例設定ノ件 十一、歳入出ノ件 十二、負担稅配當ノ件
岩淵惣兵衛	吉田傳左衛門	
清水勘右衛門	粕谷 濟	
青葉忠兵衛	吉田 尙	
沼田又藏	石渡又次郎	
廣田 彬	三谷傳次郎	
田中佐平二	木倉 太七	
岡野治兵衛	岩淵惣兵衛	
中井善三郎	濱野 昇	
櫻井義勇	池田桐次郎	
齊藤七郎兵衛	辻 小兵衛	
中井與四郎		

今井又兵衛
濱野昇
吉田傳左衛門
山口鐵之助
櫻井傳兵衛
大島千項

十三、區長及全代理者選舉ノ件

○二十三年

- 一、地租條例改正ニ關スル件
 - 二、基本財産ノ件
 - 三、町税賦課法ノ件
 - 四、海隣寺町、中尾余町各區長代理者選舉ノ件
 - 五、佐倉町負擔稅取扱規定ノ件
 - 六、戶數割方法ノ件
 - 七、佐倉西尋常小學校收入及支出額ノ件
 - 八、東尋常小學校收入及支出額ノ件
 - 九、區會條例設置ノ件
 - 十、明治二十二年度歳入出決算認定ノ件
 - 十一、道路修繕寄附ノ件
 - 十二、元彌勒小學校舍寄附者へ返附ノ件
 - 十三、鹿島川出水渡船準備費ニ關スル件
 - 十四、各常設委員選舉ノ件
- 明治二十四年
- 一、明治二十四年度佐倉西尋常小學校歳入出豫算ノ件
 - 二、同年度佐倉町歳入出豫算ノ件
 - 三、同年度戶別割等級案
 - 四、官有地拂下及無料借用ノ件

- 五、明治二十四年度負擔稅配當案ノ件
- 六、同年度地方稅中第一期戶數割課額案ノ件
- 七、同年度第二期戶數割等級課額ノ件
- 八、町會議員任期算定方ノ件

○明治二十五年

- 一、佐倉東尋常小學校豫算變更ノ件
 - 二、佐倉町明治二十五年歳入出追加豫算ノ件
 - 三、授業料規定追加ノ件
 - 四、高等小學校設置ノ件
 - 五、佐倉高等小學校歳費收入豫算、同歳費支出豫算、同修業年限、授業料議案、同明治二十五年歳入豫算議案、同歳出豫算議案ノ件
 - 六、町長選舉ノ件
- 明治二十六年
- 一、明治二十六年度佐倉町歳入出豫算ノ件
 - 二、戶別割附加額等級議案修正ノ件
 - 三、佐倉高等小學校歳出豫算ノ件
 - 四、明治二十六年度佐倉町歳入出豫算ノ件
 - 五、佐倉町明治二十六年度西尋常小學校歳入出豫算ノ件
 - 六、佐倉町明治二十六年度東尋常小學校歳入出豫算ノ件
 - 七、明治二十六年度地方稅中第一期戶數割賦課等級ノ件

明治二十八年四月
月當選者
清水佐兵衛
同三十一年四月
當選者
砥竹之助

- 八、明治二十六年度佐倉町負擔稅配當議案
 - 九、同年度地方稅中町村負擔稅ニ係ル課稅處分方ノ件
 - 十、佐倉町區學務委員條例設定ノ件
 - 十一、明治二十六年度佐倉町臨時費收支ノ件
 - 十二、名譽助役、收入役改選ノ件
 - 十三、幼稚園設立ノ件
 - 十四、佐倉東尋常小學校補習科設置ノ件
 - 十五、有給助役選舉ノ件
- 明治二十七年
- 一、明治二十六年度本町歲入出決算ノ件
 - 二、明治二十七年佐倉町歲入出決算ノ件
 - 三、佐倉町報酬其他給料支出規程ノ件
 - 四、佐倉町區學務委員條例追加ノ件
 - 五、明治二十七年地方稅中第一期戶數割稅賦課等級ノ件
 - 六、同年度町稅戶數割賦課等級ノ件
 - 七、同年度佐倉町營業者負擔稅第一期賦課額ノ件
 - 八、同年度地方稅第二期戶數割等級賦課額及本町歲入出追加豫算、戶別割等級課額變更、佐倉町長辭職及後任選舉ノ件
 - 九、同年度佐倉町臨時費收支豫算并ニ名譽助役選舉ノ件
- 明治二十八年
- 一、明治二十七年佐倉町營業者負擔稅第二期賦課額ノ件

山村市兵衛
平山與兵衛
今井又兵衛
櫻井義勇
田中佐平二
小川五兵衛
山口重藏

岩淵惣兵衛
山崎卯兵衛
高橋忠左衛門
赤井
三谷傳次郎
幸田和助
粕谷濟
志田尚
押尾房次郎
吉田傳左衛門

- 二、明治二十八年佐倉町歲入出決算ノ件
 - 三、衛生委員選舉ノ件
 - 四、勸業委員選舉ノ件
 - 五、區長及全代理者選舉ノ件
 - 六、避病院設備ノ件
 - 七、明治二十七年佐倉町歲入出決算及同二十八年第一期地方稅營業者負擔稅課額ノ件
 - 八、高等小學校新築寄附申込高ノ件
 - 九、明治二十八年度第二期地方稅戶數割稅賦課等級及高等小學校新築ニ關スル件
- 明治二十九年
- 一、佐倉町消防組ニ關スル件
 - 二、明治二十九年佐倉町歲入出決算ノ件
 - 三、明治二十八年度佐倉町歲入出決算ノ件
 - 四、他ハ書類ナキヲ以テ掲記スルヲ得ズ
- 明治三十年
- 一、明治二十九年佐倉町歲入出臨時費追加豫算ノ件
 - 二、同年度地方稅第二期營業者負擔稅賦課及當三郡組合會議員選舉并ニ種痘ノ件
 - 三、翌卅年度避病院臨時費追加及佐倉高等小學校移轉仮設ノ件
 - 四、同年度地方稅戶數割第一期等級課額及同年度佐倉町歲入出

明治三十三年六月當選者

關甚三郎 岩淵幾太郎 成田直之助 櫻井傳兵衛 藤川己之助 岩淵惣兵衛 三谷傳次郎 長島信一郎 千葉金吉 濱野昇 齋藤彌右衛門

同三十四年四月當選者

成田直之助 岩淵幾太郎 吉田元次郎 山口裕 櫻井義勇 源田太藏 小川岩吉 關甚三郎

- 豫算并ニ收入役選舉ノ件
- 五、佐倉町高等小學校及同西尋常小學校授業料改正ノ件
 - 六、明治三十年度町税中戸別割等級課額ノ件
 - 七、明治二十九年佐倉町歳入出決算、有給助役選舉ノ件
 - 八、同三十年度追加戸數割賦課額ノ件
- 明治三十一年
- 一、明治三十年度佐倉町歳入出決算ノ件
 - 二、同年度地方税第二期營業者負擔税賦課ノ件
 - 三、明治三十一年度佐倉町歳入出決算ノ件
 - 四、同年度縣稅戸數割第一期等級賦課額ノ件
 - 五、佐倉町長選舉ノ件
 - 六、他ハ書類ナキヲ以テ掲記スルヲ得ズ
- 三十一年
- 一、明治三十一年度佐倉町歳入出決算ノ件
 - 二、同年度縣稅戸數割賦課ノ件
 - 三、明治三十一年度佐倉町歳入出決算并ニ佐倉高等小學校建築調査委員ノ報告及建築寄附金徵收規定、工事入札請負規定、同工事監督規定并ニ建築委員ノ選舉、高等小學校敷地買入追加工事及修理ニ關スル隨意契約規定案、縣有地拂下ノ件
 - 四、消防手死亡手當ノ件
 - 五、明治三十二年度第二期縣稅戸數割賦課ノ件

- 六、同年度佐倉町歳入出豫算追加ノ件
- 七、町稅追加戸數割賦課ノ件

○三十三年

- 一、國有原野及員外官林ヲ鑄木町區有財產トシテ下戻出願ノ件
 - 二、海隣寺町三六官有地溜井一畝十八歩内十八歩土揚場ヲ海隣寺町區有財產トシテ拂下ノ件
 - 三、新築高等小學校舍受取方及大蛇町ニ於テ官有地拂下并ニ同町區有財產ノ賣買、本町區長及全代理者選舉ノ件
 - 四、高等小學校建築工事違反ノ件
 - 五、傳染病豫防委員補欠選舉ノ件
 - 六、明治三十三年度第一期縣稅戸數割賦課ノ件
 - 七、同年度佐倉町歳入豫算ノ件
 - 八、同年度第二期縣稅戸數割賦課ノ件
 - 九、明治三十一年度佐倉町歳入出決算認定ノ件
- 明治三十四年
- 一、佐倉町立高等小學校生徒授業料ニ關スル件
 - 二、明治三十四年度東、西尋常小學校及本町歳入出豫算ノ件
 - 三、傳染病豫防救済ニ從事者手當金規定ノ件
 - 四、明治三十四年度縣稅戸數割第一期等級賦課ノ件
 - 五、里道直接公用廢止案
 - 六、道路修繕願出ノ件

- 七、佐倉中學校寄宿舎敷地ト同校接續地ノ間一條ノ道ト下水トアリ右公用廢止ノ件
 - 八、明治三十四年度縣稅戶數割第二期等級賦課ノ件
 - 九、鑄木町地先舊縣道存置及東尋常小學校委託通學區中和田村長熊ヲ割ヒテ同村直彌ト合併可否ノ件
 - 十、明治三十二年度佐倉町歲入出決算認定ノ件
- 明治三十五年
- 一、明治三十四年度縣稅追加戶數割賦課法及收入役選舉并ニ本町、宮小路町、海隣寺町、將門町、大蛇町區長及全代理者選舉ノ件
 - 二、町長選舉及高等小學校補習科設置、同教科書選定并ニ明治卅五年度縣稅戶數割等級課額、同年度佐倉町歲入出豫算ノ件
 - 三、公民權停止及議員ノ資格喪失ノ決議ハ違法ニ付再議ノ件
 - 四、明治三十五年度縣稅追加戶數割賦課法ノ件
 - 五、町會議員及公民ヨリ郡參事會ニ提起シタル訴願狀ノ辨明ノ件
 - 六、佐倉町長、助役、學務委員、勸業委員、補欠選舉ノ件
 - 七、鑄木町、彌勒町、藤澤町各區長全代理者選舉ノ件
 - 八、明治三十五年度追加戶數割賦課法ノ件
 - 九、同年度縣稅第二期戶數割賦課法及同年度佐倉町歲入出追加豫算并ニ町長代理助役報酬額ノ件
 - 十、新町外十區歲入出追加豫算并ニ本町區長及全代理者選舉ノ件

- 十一、學務委員改選ノ件及新町、野狐台町、並木町、田町、裏新町、中尾余町、最上町各區長全代理者選舉ノ件
 - 十二、三十三年度佐倉町歲入出決算認定ノ件
- 明治三十六年
- 一、明治三十五年度縣稅追加戶數割賦課法、同年度佐倉町歲入出追加豫算并ニ名譽助役ニ國及縣郡ノ行政ニ關スル衛生并ニ學務事務分掌ノ件
 - 二、明治三十四年度佐倉町歲入出決算認定、同三十五年度歲入出追加豫算、宮小路町、海隣寺町、將門町ノ各區長大蛇町ノ區長全代理者選舉ノ件
 - 三、明治三十六年度佐倉町歲入出豫算、同新町外十區及本町外四區歲入出豫算ノ件
 - 四、同年度縣稅戶數割第一期賦課法ノ件
 - 五、賦課變更ノ件
 - 六、町會議員ノ資格審查并ニ出納臨時檢査立合議員互選ノ件
 - 七、縣稅戶數割賦課ニ關シ訴願狀ニ對スル辨明ノ件
 - 八、明治三十六年度縣稅第二期戶數割賦課法、同年度佐倉町歲入出追加豫算、同裏新町外十區歲入出追加豫算并ニ鑄木町、彌勒町、藤澤町、本町各區長全代理者選舉ノ件
 - 九、徵收督促條例中改正ノ件
- 明治三十七年

西尋常小學校新築并ニ其方法

- 十一、佐倉西尋常小學校新築ニ關スル場所選定委員并ニ評價委員選舉ノ件、縣立高等女學校建設請願ノ件
- 十二、將門町、藤澤町區長及全代理者選舉ノ件、新築西尋常小學校敷地ノ件

○明治三十九年

- 一、明治三十八年度縣稅戶數割第二回追加額賦課ノ件
- 二、明治三十九年度歲入出豫算ノ件
- 三、同年度歲入出追加變更ノ件、佐倉高等小學校明治三十九年度學級編制ノ件
- 四、明治三十九年度縣稅戶數割第一期課稅標準ニ關スル件、佐倉高等小學校舍増築工事隨意契約ノ件
- 五、西尋常小學校ノ位置ヲ變更シ他ノ地所ヲ指定セントスルニ當リ所管郡長ヨリ本町會ノ意見ヲ需メラル之ニ對スルノ可否
- 六、西尋常小學校敷地ニ關シ本郡長ヨリ要求ノ答申
- 七、新町、並木町、田町、本町、野狐台町、藤澤町、將門町、各區長及全代理者選舉ノ件、鐮木町字爪作千百十二番地原野五反五歩ヲ區有ニ買入ノ件
- 八、收入役選舉ノ件
- 十、明治三十八年度佐倉町歲入出決算、佐倉西尋常小學校改築敷地議決變更、宮小路町、裏新町、大蛇町、中尾余町、田町、最

上町、各區長及全代理者選舉ノ件、未納稅欠損認定ノ件

- 十、鐮木町地先堤防土木費縣費補助申請ノ件
 - 十一、三十九年度縣稅戶數割賦課ノ件、大蛇町、裏新町、海隣寺町、各區長及全代理者選舉ノ件、教育費基金中ニ寄附金受入ノ件
 - 十二、彌勒町、鐮木町、各區長及全代理者選舉ノ件、彌勒町區長及全代理者選舉ノ件、佐倉町農會補助費増額ノ件
- 明治四十年
- 一、鐮木町地先堤防修繕工事請負隨意契約ノ件、明治三十九年度歲入出豫算追加ノ件
 - 二、實業補習學校ヲ高等小學校ニ附設セントスルノ件、西尋常小學校學級編制ノ件、明治四十年度佐倉町歲入出豫算ノ件
 - 三、明治四十年度第一期縣稅戶數割賦課ノ件
 - 四、軌道敷設及本町ニ及ボスベキ影響、學務委員、土木委員、衛生委員選舉ノ件
 - 五、新町、並木町、田町、野狐台町、將門町、裏新町、本町、各區長及全代理者選舉ノ件
 - 六、明治三十九年度歲入出決算認定ノ件
 - 七、明治四十年度第二期縣稅戶數割賦課額ノ件、宮小路町、中尾余町、最上町、藤澤町、各區長及全代理者選舉ノ件
 - 八、佐倉町共葬墓地設定ノ件、大蛇町、海隣寺町、各區長及全代

理者選舉ノ件
 九、避病所ノ一部新築工事隨意契約ノ件
 十、明治四十年年度歲計豫算各款疏用ノ件、一時借入金ノ件、彌勒町區長及全代理者選舉ノ件

○明治四十一年

- 一、鑄木町區長選舉ノ件
- 二、明治四十年年度縣稅追加戶數割賦課ノ件
- 三、佐倉高等小學校及尋常小學校授業料規定、西尋常小學校ニ第五學年ヲ置クノ件、佐倉町明治四十一年度歲入出豫算ノ件
- 四、明治四十一年度第一期縣稅戶數割賦課ノ件
- 五、基本財産ヲ川崎銀行ヘ定期預金ノ件、新町、並木町、田町、本町、裏新町、野狐台町、將門町、各區長及全代理者選舉ノ件、並木町區長選舉ノ件、陸軍戶山學校移轉ノ風説ニ對シ協議ノ件
- 六、新町ニ於テ區有地買入ノ件、大蛇町ニ於テ區有地賣却ノ件、明治四十年年度佐倉町歲入出決算ノ件
- 七、佐倉町長選舉ノ件
- 八、明治四十一年度第二期縣稅戶數割賦課ノ件
- 九、佐倉町退隱料條例改正條例、明治四十一年度佐倉町歲入出豫算更正ノ件
- 十、宮小路町、海隣寺町、大蛇町、中尾余町、本町、裏新町、各區長及全代理者選舉ノ件

岩淵 總太郎	幸田 和助	粕谷 濟	佐治 純一	石渡 慶助	高橋 忠右衛門	大木 幸太郎	坪井 兼太郎	明治四十三年四月當選者
佐治 純一	菅谷 勇	宮下 恒三郎	湯淺 縫次郎	川村 彦三	木村 典	小林 庄太郎	櫻井 一郎	大正二年四月當選者

十一、佐倉町屠殺場設置ノ件、縣立佐倉中學校ニ關スル報告

○明治四十二年

- 一、明治四十一年度追加戶數割賦課ノ件
 - 二、同四十二年度佐倉町歲入出豫算ノ件
 - 三、同四十二年度第一期縣稅戶數割賦課ノ件
 - 四、同四十一年度佐倉町歲入出決算ノ件、並木町區長及全代理者選舉ノ件
 - 五、新町區有重復地臺帳抹消ノ件、佐倉町屠殺場請負確定報告ノ件
 - 六、有給助役選舉ノ件
 - 七、明治四十二年度縣稅第二期及追加額賦課ノ件
 - 八、名譽助役選舉ノ件
 - 九、四十一年度歲入出決算認定ノ件
- 明治四十三年
- 一、四十二年度第二期縣稅戶數割追加賦課ノ件、佐倉町ニ於ケル電氣事業利害ノ諮問、佐倉町公告條例、同町稅徵收條例、同町稅賦課徵收規程ノ件
 - 二、明治四十三年度歲入出豫算ノ件
 - 三、佐倉高等小學校ヲ廢シ尋常高等科併置ノ件、明治四十三年度歲入出豫算更正ノ件、同年度歲入出豫算更正ノ件、同年度縣稅第一朝戶數割等級賦課ノ件
 - 四、學務、土木委員選舉ノ件

押尾房次郎
川村彦三
藤川己之助

高橋忠右衛門
岩清徳太郎
幸田和助
大井健
吉田元次郎
石渡善助
齋藤長吉
淺羽友之丞
藤川己之助
坪井兼太郎

- 五、收入役選舉ノ件、佐倉町退隱料條例改正條例ノ再議、田町區長及全代理者選舉ノ件
 - 六、明治四十二年度歳入出決算認定ノ件、並木町、裏新町、本町、野狐台町、將門町、各區長及全代理者選舉ノ件
 - 七、鑄木町堤塘復舊工事ノ件
 - 八、佐倉町公債條例ノ件、佐倉町公債募集方法及利息定率償還方法決議書ノ件
 - 九、明治四十三年度縣稅戶數割等級賦課ノ件
- 明治四十四年
- 一、教育基金寄附承認ノ件
 - 二、明治學堂佐倉町歳入出豫算、佐倉町手数料條例追加ノ件、同廣告場使用料條例設定ノ件、同鹿洲館使用料條例設定ノ件、同鹿洲館管理規程設定ノ件
 - 三、佐倉尋常高等小學校増築ニ關スル件
 - 四、明治四十四年度縣稅第一期及同四十五年度追加戶數割賦課ノ件
 - 五、佐倉區裁判所開始ニ關スル設備ノ件、佐倉稅務署移轉交渉顛末報告
 - 六、明治四十三年度歳入出決算認定ノ件、同四十四年度第二期縣稅戶數割等級賦課ノ件
 - 七、小學校舍増築ノ件、新町、並木町、本町、裏新町、野狐台町、將門町各區長并ニ全代理者選舉ノ件

- 八、町長辭職承認ノ件、町長後任者選舉ノ件
 - 九、鑄木町堤防修繕工事ノ件
 - 十、佐倉警察署官舎敷地ニ關スル件
 - 十一、本町里道使用願ニ關スル件
 - 十二、明治四十四年度第二期及追加戶數割等級賦課ノ件
 - 十三、佐倉電燈株式會社ニ於テ電柱建植ノ爲メ佐倉里道使用出願ニ付別紙指令許可事項ヲ以テ許可スルノ件
- 明治四十五年、大正元年
- 一、組合實科高等女學校組合議員選舉ノ件
 - 二、明治四十四年度縣稅第二期追加戶數割等級賦課ノ件
 - 三、明治四十五年度歳入出豫算ノ件
 - 四、同年度歳入出豫算追加更正ノ件、鹿洲館ヲ寄附者へ還附ノ件
 - 五、佐倉町諸給與規定改正ノ件
 - 六、本町區長選舉及同辭任承認ノ件、土井治兵衛名義ノ佐倉稅務署敷地代支拂停止ノ通告書、幸田和助外四名ヨリ提出ニ付之ガ採否ニ關スル件、佐倉町外十ヶ町村寄附佐倉警察署敷地所有權移轉ニ關スル件
 - 七、田町區長及全代理者選舉ノ件
 - 八、發企人代幸田長三郎ヨリ瓦斯起業ニ關スル採否ノ件、小澤武雄外五名ヨリ瓦斯事業經營ノ爲メ本町里道使用願ニ關スル件
 - 九、御大葬當日佐倉町弔意ヲ表スル方法ノ件、佐倉町大正元年

度歳入出更正追加豫算ニ關スル件、並木町、新町、裏新町、將門町、野狐台町各區長及全代理者選舉ノ件
 十、宮小路町、中尾余町、最上町、藤澤町各區長及全代理者選舉ノ件、佐倉警察署敷地并ニ無償讓與ニ付町有財産ニ受入ノ件、印旛郡役所用地購入費へ金五百圓寄附ノ件
 十一、彌勒町區長及全代理者選舉ノ件、瓦斯事業經營ノ爲メ本町里道使用方小澤武雄外六名ヨリ出願ノ件、帝國瓦斯力電燈株式會社電柱建設ノ爲メ本町里道使用出願ノ件
 十二、鑄木町區長及全代理者選舉ノ件、佐倉町教育費基本財産中へ寄附受入ノ件

○大正二年

一、明治四十五年度、大正元年度、歳入出追加豫算ノ件
 二、大正元年度縣稅第二期追加戸數割賦課方法ノ件、常設委員條例改正ノ件、區長設置規程設定ニ關スル件
 三、區長條例廢止ノ件
 四、明治四十四年度歳入出決算認定ノ件、佐倉町大正二年度歳入出豫算ノ件
 五、佐倉町教育基本財産中へ寄附受入ノ件
 六、大正二年度縣稅第一期戸數割等級賦課方法ノ件、本町、海隣寺町區長並ニ全代理者選舉ノ件、臨時出納檢査立會議員選舉ノ件

七、町長選舉ノ件
 八、有給助役選舉ノ件、宮小路町、大蛇町、中尾余町、藤澤、將門町組合區長及全代理者選舉ノ件
 九、堀田伯爵未亡人伴子様不慮ノコトアリシヲ以テ本町會ヨリ慰問ノ件、豫算各項ノ金額流用ノ件
 十、佐倉町會規則改正ノ件、佐倉町會傍聽人取締規則設定ノ件、田町、裏新町區長及全代理者選舉ノ件
 十一、佐倉町立幼稚園設置ノ件
 十二、大正二年度縣稅第二期戸數割賦課ノ件

○大正三年

一、大正二年度歳入出追加豫算ノ件
 二、大正二年度歳入出追加豫算、彌勒町、鑄木町、最上町各區長及全代理者選舉ノ件
 三、大正二年度縣稅追加戸數割賦課ノ件
 四、本町區長及全代理者辭任ニ付後任選舉ノ件
 五、鹿洲館賣却ノ件、東尋常小學校ヲ分校トナスノ件、舊警察署ヲ佐倉町役場ト爲スノ件
 六、大正元年度歳入出決算認定ノ件、大正三年度歳入出豫算ノ件
 七、本町區長及全代理者選舉ノ件、佐倉尋常高等小學校高等科生徒授業料徴收ノ件、佐倉町基本財産改正管理規程、同退隱料條例改正條例、同一時給與金條例、同諸給與規程中改正

- 八、費目流用ノ件、佐倉町名譽助役推薦ノ件、佐倉町役場位置變更ノ件
 - 九、海隣寺町區長及全代理者選舉ノ件、大正三年度第一期縣稅戶數割賦課法ノ件、佐倉町稅徵收改正規程ノ件
 - 十、傳染病發生ノ件
 - 十一、收入役代理者推薦ノ件、大正三年度歲入出豫算追加ノ件
 - 十二、新町、裏新町、並木町、田町、野狐台町各區長及全代理者選舉ノ件、大正三年度歲入出豫算追加ノ件
 - 十三、佐倉町收入役推薦ノ件、同屠場使用料條例中改正ノ件、大正三年度第二期縣稅戶數割賦課ノ件、寄附金受入ノ件
 - 十四、宮小路町、中尾余町、大蛇町、藤澤、將門町各區長及全代理者選舉ノ件、寄附金受入ノ件
- 大正四年
- 一、彌勒町、最上町、鑄木町各區長及全代理者選舉ノ件
 - 二、財産ノ賣却、貸與、工事ノ請負及物件、勞力供給ニ關スル隨意契約ノ件、大正三年度縣稅追加戶數割賦課ノ件、寄附受入ノ件
 - 三、大正二年度歲入出決算認定ノ件、大正四年度佐倉町歲入出豫算ノ件、同年度町稅課率ニ關スル件、全佐倉町名譽職員報酬額ニ關スル件、農會經費補助ニ關スル件、免囚保護會經費補助ニ關スル件

○人事誌

- 四、本町區長及全代理者選舉ノ件、大正四年度第一期縣稅戶數割調査委員選舉ノ件、佐倉町役場廳舍増築ノ件、佐倉尋常小學校舍修繕ニ關スル件、大蛇町區有財産處分ニ關スル件、海隣寺町區長及全代理者選舉ノ件、佐倉町諸給與規程中改正ノ件、大正四年度佐倉町歲入出豫算追加ノ件、同年度縣稅第一期戶數割等級賦課ノ件
 - 五、大正四年度歲入出豫算追加（以上八月マデノ分）
- （註記）書類完備セサルガ故ニ脱漏多キハ自覺スル所、乞フ恕セラレヨ

人口増減の其の國の盛衰に至大の關係を有することは、云ふ迄もなき事實なり、我が國の如きは輒近偉大なる率を以て増加し來り、從て長大足の進歩發展を現示しあるは、誠に慶賀に堪へざるなり、然れども之を各町村に就て檢するに其増減の相違甚しきものあり、其原因種々あるべしと雖も、交通機關の影響最も大なるが如し、故に主務省に於ても道路の新設、鐵道の敷設、海路の開發等に就ては極めて慎重に攻究せらるなり、本町の如きは世間一般の例と異なり、交通機關の發達即ち鐵道の開通が却て頽勢に不幸なる結果を齎らし、今日の如き萎靡不振の状態に陥らしめたり、天何ぞ我が佐倉町を惠まざるの甚しきや、然れども翻て考ふるに、凡そ世間の事進んで之を利用すれば福となり、利用を怠る時は禍となる、獨り天を恨むべきにあらず、今日當町の振はざるは町民積年の因襲に狎れて世變に應ずるの策を講せず、因循姑息日月を空過せし爲めに非ざる無きを得んや、唯今後は舊來の失敗に鑑み、町民自ら奮勵

發憤して進んでは産業の發展に努力し、退いては協同一致以て町政を整頓し、頽勢の挽回に盡さる可からず、上下心を一にし堅忍持久勤儉力行せば、天下何事か成らざらんや、
 本町に於ける明治十九年以前の人口は、書類の徴すべきものなきが故に知るを得ざるも、明治十九年に於ける戸數及び人口は左記の如くにして、之を大正四年八月に於ける戸數及人口に對比するときは、戸數に於て百八十三を減じ、人口に於て一千二百八十九名を増加し、一ヶ年平均四十二人と九分強を増したる割合なり、苟も七千内外の人口を有する本町より言へば、決して喜ぶべき増加にあらず、寧ろ憂ふべきの事ならずとせんや、而して之に左表に據る出入寄留者の累計(大正三年)を加除せば(大正四年八月現在の人口に入寄留者の三千八十二人を加ふる時は、合計一万一千九百〇一人となる、之より大正三年に於ける出寄留者の八千〇十三人を控除せば)本籍人の現住するものは僅に三千八百八十八人に過ぎず、豈寒心すべきことならずや、

明治十九年	戸數	千五百八十四
	人口	男 三千四百五十三人 女 三千三百四十七人
大正四年八月	戸數	千四百一
	人口	男 四千三十四人 女 四千五十五人
合計		八千八十九人

自明治十九年 至大正四年 出入寄留人員一覽表

年次	種別人員		計	退去		計	死亡		計	出生		計
	男	女		男	女		男	女		男	女	
明治十九年	六〇三	四〇三	一、〇〇六	二四	二四	四八						
全二十年	七	三	一〇	一三	一〇六	一二九						
全二十一年	六	六	一二	四〇	一八	五八						
全二十二年	五	四	九		一	一〇						
全二十三年	四	三	七			一						
全二十四年	一	三	四									
全二十五年												
全二十六年	二	四	六									
全二十七年	一		一									
全二十八年	一〇	一四	二四									
全二十九年	八	八	一六									
全三十年	二〇	一四	三四									
全三十一年	五	二	七									
全三十二年	一〇	九	一九									

佐倉町二十五年誌

全三十年	全三十一	全三十二	全三十三	全三十四	全三十五	全三十六	全三十七	全三十八	全三十九	全四十	全四十一	全四十二	全四十三	全四十四
一九六	一九四	一九五	一九四	一九五	一九八	一九二	一九一	一九二	一九七	一九五	一九一	一九三	一九五	一九六
一七〇	一三七	一五二	一七六	一七八	一三三	一四五	一四〇	一四四	一三九	一五二	一七九	一三三	一七七	一三六
三六六	二八一	三六	三三〇	二七八	二三四	二六四	二三四	二二五	二六六	三〇四	三〇〇	二九〇	三六二	三三三
三	三	三〇	二六	二八	二五	二九	二三	二二	二四	一八	三三	三六	四二	三〇
二	二	三	二四	二四	一八	二四	二四	二六	二七	二四	一七	三五	四二	三〇
三	五〇	六二	五〇	四三	四三	四三	四七	三九	三二	四三	三〇	七二	八四	六〇
五	八	一〇	六	一四	六	六	三	九	一五	二	九	一	三	一
八	七	八	九	八	五	五	九	三	一八	二	八	二	一	一
一三	一五	一八	一五	二七	二二	二二	二〇	三三	三三	三三	二七	三七	四	二
一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	四	四	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一
四	四	一	一	二	二	二	二	二	三	二	二	二	一	一

佐倉町二十五年誌

大正元年	全二年	全三年	全四年	合計
一九二	一九八	一七三	五九六	四、八八三
一七二	一八一	一六七	五八八	四、三三三
三六三	三七九	三三九	一、一〇七	九、二二六
三〇	二九	二八	四	六三
二二	二二	二四	四七	五八五
五三	五二	五二	八九	一、二四七
一	四	一	二	一五五
二	二	一	五	一三三
三	六	一	七	二八七
一	一	一	一	一〇
一	一	二	一	一九
一	一	一	一	二九

備考

一、本表ハ明治十九年ヨリ大正四年八月ニ至ルマテノ調査トス
 二、明治十九年、大正四年ニ於ケル出入寄留人員ノ多キハ寄留法ノ實施並ニ改正ニ伴フ整理ノ結果ニ依ル

佐倉町現住七十才以上高齢者ノ配偶及無配偶者調査表

(大正四年十月調)

町名	七十才以上		八十才以上		九十才以上		計	半歳以上所在不明		全上八十才以上		全上九十才以上		計	合計	七十才以上無配偶者		八十才以上無配偶者		九十才以上無配偶者	
	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女
彌勒町	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	八	一	一	一	一	一	一	一
並木町	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	九	一	一	一	一	一	一	一
海隣寺町	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一
鑄木町	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一
總計	一	一	一	一	一	一	一六	一	一	一	一	一	一	二二	一	一	一	一	一	一	一

○神社、寺院、佛堂誌
 明治四十二年の調査に依れば、佐倉町の神社数は無格社とも二十七、寺院数十九、佛堂数二十二の多きを數ふべし、今一々之が縁起を記さんには容易の業にあらざるを以て他日の調査に譲ることとし左表を掲げて其概要を録せんとす

名稱	所在地	宗名若クハ祭神	建立年月日	建立勸請者氏名
將門神社	將門山ノ西端ニアリ	平親王將門	承應三年	佐倉城主堀田正信
麻賀多神社	鐮木町字七峯	稚産靈命	不明	不明
愛宕神社	全 字假治作	火産靈命	不明	不明
八幡神社	彌勒町字五郎台ニアリ	譽出別木花開及姫命	不明	不明
神明大神社	大蛇町字石橋台	天照太御神加茂建角命猿田彦命	不明	不明
麻賀多神社	全 麻賀多脇	稚産靈命、天照大神、大己貴命、小産名命、城安姫命、蒼稻魂命、猿田彦命、菅原道真、日本武尊、大國主命、須勢理山比賣命	不明	不明
熊野神社	海隣寺字御茶屋	伊邪那岐命	文治二年十月勸請	千葉之助常胤
稻荷神社	中尾余町字中尾余	蒼稻靈命	寛永十九年	佐倉藩主堀田正盛
全	最上町字七軒町	全	全	全
全	裏新町字新長屋	全	全	全

全	裏新町字町組	全	全	全
全	宮小路町字大筒	全	全	全
全	全 町字味噌部屋	全	全	全
全	並木町字坂上新建	全	全	全
全	全 町字新建	全	全	全
全	全 町字高丘	全	全	全
全	全 町字舟見町	全	全	全
全	野狐台町字野狐台	全	全	全
全	全 町全 字	全	全	全
全	全 町字踊尾余	全	全	全
全	全 町全 字	全	全	全
八幡神社	鐮木町字雲井戸	譽出別命	全	全
淺間神社	全 町諏訪尾余	木花開及姫命	慶長十四年六月	不明
北山神社	全 町字牛房鼻	大山祇命	不明	全
八幡神社	將門山	不明	全	全

佐倉町二十五年誌

松林寺	延覺寺	閻魔堂	嶺南寺	大師堂	藥師堂	宗圓寺	大師堂	觀音堂	教安寺	護摩堂	甚大寺	海隣寺	大蛇社	愛宕社
彌勒町字松勝	新町字肴町東側	全	新町字仲町北側	全	全	新町字仲町	全	全	新町字肴町	全	新町字仲町北側	海隣寺字於茶屋	全町	大蛇町
淨土宗 阿彌陀如來	真宗西派 阿彌陀如來	閻魔王	曹洞宗 釋迦牟尼如來	弘法大師	藥師如來	臨濟宗 觀世音	弘法大師	千手觀音	淨土宗鎮西派 阿彌陀如來	十一面觀世音	天台宗 不動明王	當麻派 阿彌陀如來	全	全
慶長年間	全	不明	寬永十八年八月	不明	明治十九年七月再建	寬永十八年	全	不明	寬永六年	不明	元祿十四年	文治二年十月	全	全
土井利勝	南都延覺	不明	堀田加賀守正盛	全	不明	堀田加賀守正盛	全	不明	花井左門	不明	山形城主堀田正虎	千葉之介常胤	全	全

佐倉町二十五五年誌

觀音堂	鬼子母神堂	妙經寺	重願寺	勝全寺	周德院	觀音堂	大聖院	辨天堂	摩利支天堂	妙經寺	大師堂	勝壽寺	毘沙門堂	觀音堂
全	全	全 町字袋町	全 町字七峯	全 鐮木町字右京谷津	全	全	全 鐮木町字雲井戸	全	全	全 強勒町北側	全	全	全	全
觀世音	鬼子母尊天	日蓮宗 釋迦牟尼如來	真言宗 阿彌陀如來	曹洞宗 釋迦牟尼如來	虛空藏菩薩	大悲觀世音菩薩	真言宗 大日如來	辨財天	摩利支天	日蓮宗 釋迦如來	大師	曹洞宗 彌勒菩薩	毘沙門大師	觀世音菩薩
全	不明	文明三年四月	不明	天正七年五月 明治十九年六月再建	天龜二年十二月	全	全	全	不明	承應二年	全	不明	文化十四年	慶長十年九月
全	全	全	全	全	全	全	全	全	不明	本寺本實坊先師	全	不明	松林寺十八世 蘭譽上人	松林寺開山照譽上人

彌勒堂	大蛇町字堂下	彌陀菩薩	正安年中	全
七佛藥師堂	全	七佛藥師如來	全	全
大師堂	全	弘法大師	全	全
仁王堂	全	仁王尊	全	全
觀音堂	全	觀世音菩薩	明治三年一月	全
藥師堂	鏑木町字雲井戸	藥師如來	天正四年一月	不明
秋雲八玉堂	全	秋山白雲上人靈像	嘉永二年十月	不明
昌柏寺	本町南側	日蓮宗 釋迦牟尼佛	天正丙子年中	佐倉城主松平乘久
東慶院	全 町字東慶院前	曹洞宗 大日如來	全	全
大師堂	全	弘法大師	不明	全
自性院	全 町字自性院前	眞言宗 大日如來	文政年中再建	全
觀音堂	全	觀世音菩薩	全	全
運藏院	大蛇町字麻賀多脇	眞言宗 弘法大師	全	全

九六

○方言訛語誌

東西地を隔て、南北所を異にすれば、稱呼の差異、方言の生ずるは止むを得ざる所なり、今左に本町通

用の方言を摘録す、其中には古語の遺存せるもの、訛音に属するもの或は稍々東京化したるもの等種々の別あるべし、

今夜 コンヤ こんにや、 晩 バン ばんげ、 暴風雨 ボウフウウ しけ、 終日 シュウジツ ひゝして、 昨日 サウジツ (さんばよ、さんの) ウ せんか、舌 セ べろ、 膝關節 シヤカネセツ (ひざづかぶ) 額 ヒタ ふてわ、 肛門 コウモン けつめど、 乳 チ ちつこ、
 夜業 ヤギョウ よなべ、 終夜 シュウヤ (よびて、よつびて) 昨晚 サウザン (ゆんべ、よんべ) 蒸し暑 シヤジ いされる、
 日向 ヒムカ ぬくとばつこ、 穴 アナ (めど、めどつこ) 墓地 ボチ (らんどら、おほか) 藪 ヤブ ばさ、 家 イ ゑ、
 堀 ホリ (ほりり、ほりつこ) 窟 カマヤ (かまだん、おへつこい) 入口 イロクチ とぼくり、 据風呂 スエフロ せいふろ、
 垣根 カキネ ぐね、 便所 ベンジョ ちやうづば、 祖父母 ソフボ ぢい、 ばあ) 兄 アノ (あんちゃん) 子供衆 コモシユウ がさち、
 姪 メシ めつこ、 父 チ (おやん、おつあ) 男兒 オウヂ (やつこ、やろつこ) 女子 メシ (あま、あまのこ) 子守 コモリ もうり、
 次男以下ノ男子 ジヤクニイダノオウヂ おぢい、 次女以下ノ女子 ジヤクニイダノメシ おばあ、 御前 オウヂ (おめへ、てめへ、ゑにし)
 後妻 ゴウサイ どうらい、 母 ハハ (おつかあ、おかあさん) 伴 トナリ せなあ、 叔父 オウヂ おつあん、 私 ワタクシ (わつち、われ)
 僧侶 ソウリョ (のう、こぼう) 神官 シノカン かのし、 乞食 コジキ (おかんじん、こじき) 子守 コモリ もうり、
 啞者 アノシ (おつち、うつち) ボンヤリ (でれすけ、でれ) 頭上 カウジヤウ のうてん、 眉毛 メイモウ やま、まつげ、
 脊 セ せなか、 舌 セ べろ、 膝關節 シヤカネセツ (ひざづかぶ) 額 ヒタ ふてわ、 肛門 コウモン けつめど、 乳 チ ちつこ、
 頭痕 カウジ ぢやんか、 筆 フデ ふて、 足跡 アシノアト あしこ、 頬 ホ (ほらべた、ふうべた) 嘔吐物 オウトブツ はせつこ、
 布片 フタ つぎ、 毯 キ まわり、 風呂敷 フロシキ ふるしき、 柄拍 ヘイパク ふしやく、 紅 ベニ べね、 ジュズ ジュズ すい、
 筒 フツ ほうば、 御手玉 オウテタマ なんこ、 石臼 イシウス いすす、 單衣 ヒトモノ (ふてもの、してもの) 帽子 ボウシ しやつば、
 紐 ヒモ (しば、ひば) 草履 ソウリ ぢようり、 手拭 テヌギ (てんげ、てのぞい) 下駄 ゲダ かんこ、 醬油 シヨウユ しょうい、
 梅干 ウメシ らめぶし、 碎米 クヰメ (こぼけ、こぼり) 馬 ウマ (ま、どうど) 蛙 カエシ げわろ、 藁蛙 ワラカエシ (あんで、がま)

田螺 たつば、蝨 ほらたろ、百足 はがち、トカゲ (ワマンチヨ) 鶏 とつと、蝮 くちやめ、
 人參 ねんじん、稻 わね、葉 はつば、枇杷 びや、筍 たげんこ、捨テル (ちやある)
 仕舞 までる、育ッ ほざる、恐ル をつかない、疲 こはい、刺ス つぶす、死ス くたばる、
 抜ク (ひんぬく) 載セル (いつける、のーける) 濡ル くさる、御馳走 ちつろ、
 消ヘル けゆる、始メル はだつ、誘フ かるう、教ヘル おせる、見ッケル めつける、
 左様ナラ さいなら、押ス おつべす、大キイ だけへ、澤山 せつさり、小サイ ちやつけな、
 少イ ちつと、究屈 せつない、出過ル こつぺい、今度 こんだ、矢張 (やつぱり、やつぱし)
 度々 せわし、此ノ間 (こないだ、こねいだ) 漸ク やつと、

○名 勝 誌

一、鹿 島 山

鹿島山は鹿島川に臨み附近の平野及印旛沼を俯瞰し風光絶佳なり、土井利勝が此の地を相して築城せしもの亦宜なりといふべし、城の建築物は明治維新の後凡て破壊せられしも城廓濠渠の遺趾尙存し、當年の面影を偲ぶに足れり、城地は明治四年廢藩の後陸軍の所轄に版し、同六年第一軍營第一師管營所を設けられ、翌年第一師團歩兵第二聯隊の屯營となり、同廿九年近衛歩兵第四聯隊之に代り、同三十二年歩兵第二聯隊再び來りしも同四十二年常陸の水戸に轉じ歩兵第五十七聯隊代りて屯在し、今日に至れり、

二、姥 池
 姥池は歩兵第五十七聯隊兵營内にあり(器械体操場の下にあり)坊間傳ふる所に依れば堀田家累代の家老植松求馬抱へ姥某、曾て主家の子女を擁して徜徉中誤つて池中に落し、遂に死に至らしめしかば姥某も死を以て失策を詫びんとし、直ちに池中に投じて死し、今日に至るまで姥の亡靈時々出現すといふ、

三、御 菊 梅

御菊梅は明治四年頃今の佐倉聯隊區司令部の後方峠上にありしが、年月の経過と共に崩壊して其踪跡を止めざるに至りしは、實に遺憾とすべきなり(御菊梅の傳説は種々ありて捕捉するに苦しむ他日を待つて精査を遂げんとす)

四、鹿 島 橋

鹿島橋は明治四十一年縣費金七千余圓を投じ架換を爲したるものにして、佐倉より白井町字角來に通ずる街上鹿島川に架せらる、木造にして長二十間幅二間五尺四邊の眺望甚佳なるが故に杖を曳くもの四時絶ゆることなし、

五、野 狐 台 の 梅 林

野狐台町(堀田家農事試験場を北に距る約一町)にあり、舊藩主堀田正睦の遺愛にして、梅樹數百株各其の種類を異にす、花時芳香馥郁訪客をして仙境にあるの感あらしむ、

六、御 野 立 所

御野立所は、一は練兵場の西南端に、一は佐倉中學校講堂の裏手にあり、明治四十四年 今上陛下の東宮にて在ます時行啓あらせられ、親しく軍隊の野外演習及中學生の兵式教練を台覽あらせられたる所也

○古 墳 誌

一、千 葉 重 胤 の 墓

千葉邦胤の長子重胤幼弱を以て家を繼ぎ、外戚北條氏の許にありしが天正十八年秀吉小田原を攻め同年七月城陥るや侍臣と共に遁れ處々に落魄し、年十五にして卒す、墓は海隣寺町海隣寺にあり、

二、堀 田 正 睦 の 墓

舊佐倉藩主にして備中守と稱す、相摸守正時の子なり、聰明濶達、心を藩政に致し治績大に擧る幕政に

參しては累進して老中の首坐となり、外交事務を管掌し、開國論を首唱せしが經綸を施すに及ばずして退き、元治元年三月佐倉に薨す、墓は新町甚大寺にあり、

三、堀田正倫の墓

正睦の世嗣にして天資明達、中佛傳學を好みて大悟する所あり、斷然都下を去つて居を舊采色佐倉町に移し、國本の培養と人道の扶植に努め効果の録すべきもの甚多し、明治四十四年一月薨す、墓は新町甚大寺正睦の墓側にあり、

四、鈴木清助の墓

清助は佐倉藩士鈴木羽右衛門の四男なり、資性剛毅沈勇にして不撓不屈の氣象に富めり、明治十五年十一月千葉縣巡査となり、同二十年十二月佐倉警察署在勤となる、同二十二年四月川崎銀行佐倉支店より千葉銀行へ送附すべき國庫金護衛の任務を受け、同月四日佐倉を出發し千葉郡賀村なる夫婦坂を越へんとするや、惡漢の爲めに狙撃を受け臀部を射貫かる、即ち抜劍して之に應じ再び賊彈を受け左腕を傷けしも、之に屈せず一刀を賊の左肩に加へ將に捕繩を以て之を縛せんとして、三たび賊丸をうけ下腹部を貫かれしも毫も撓まず、遂に之を縛せり、清助直に千葉病院に入り傷を養ひしも三日にして遂に瞑せり、享年卅一、墓は新町延覺寺にあり、

○古蹟誌

一、佐倉城址

佐倉城址は佐倉町の西隅に在りて、慶長八年までは鹿島城といへり、同十四年土井利勝の食邑となるに及びて改築を加へ元和に至りて竣成す、廢藩後明治六年陸軍の所轄に飯し軍營を置くに際り之を壊滅して形蹟を止めざるに至れり、舊記に至り按ずるに、今の衛戍病院の後方は御本丸の所在にして今尙は舊址を存せり、之より北に延びて御番所あり、御米藏あり、訓練場あり、士族屋敷(今の將校集會所の在

る處)ありて、土地高く實に天塹を成す、今は兵營の屹立するありて、起て之を望めば油然として邦胤の以て居城と爲せしは、實に先見の明なるものにして不知佐倉城の如何に宏壯にして印旛平を睥睨せしかを思ばしむ、

舊記に依れば、今の酒々井町の西本佐倉の北なる一丘に將門城址(一名根木屋城址といふ)あり又本佐倉の南に大堀館址あり、高岡に高岡壘址等ありと雖も、今は他町村に編合せられありて、本誌には其の必要なに依り之を省略せり、

○傳説誌

一、鏑木

古の鏑木村は鹿島台より東大蛇村將門山に至る迄の稱なりしが、慶長年間、土井氏築城の時今の區域にのみ其名を附せられしといふ、

二、海隣寺

海隣寺は俗に鏑木遊行道場といふ、慶長以前には此邊鏑木村の境域なりしことと知るべし、

三、大蛇

鏑木町の東にありて本町に接す、傳へ曰ふ昔は大社村なりしか、伊勢の太神宮に對し奉りて恐れありとなし、社を蛇に變更したるなり、

四、新町

新町は慶長の末年現佐倉町の起りし時に始まりしもの、如し、

五、田町

傳へ曰ふ、舊鹿島郷に屬せりと、

六、將門町

俚説にいふ、天慶の頃、平將門叛して此の地に據りたるより此の名ありと、

七、樹木町

千葉勝胤の居城以來、累代の城主に樹木の供給を爲したるに起因すといふ、

八、本町

本町は千葉氏の舊佐倉城に接し舊來の町なるを以て、此の名ありといふ、

九、船見町

高台にして、印旛沼の船影を眺め得しより附名せしが如し、

一〇、味噌部屋

藩政時代味噌蔵を置きたるに始まるとの説あり、

一一、袋町

袋の如き形を成せるより稱呼せられしが如し、

一二、間之町

舊記に「彌勒の地に接して小笹村あり」とあり、慶長年間土井氏の築城と同時に城市を開き、田町、海隣寺、並木、宮小路、新町、裏新町、中尾余、最上、彌勒、野狐台、樹木、本町、藤澤、將門の十四區に劃せしが、小笹村を脱せり、之が爲め自然的に小笹村を間之町と稱するに至りたるにあらざるやと傳ふ後ち新町或は彌勒に合併せしものなるべし

一三、並木町

今の並木町は新町に次ぐ、般賑地なるも開市當時は樹木鬱蒼として晝尙は暗く、只一條の道路貫通せしに過ぎざりしといふ、並木町の名ある所以也、

一四、彌勒町

大蛇村字堂下に彌勒堂あり、彌陀菩薩を安置せり、正安年中の創立なり、或は之に因みて本名を稱する

に至りしにはあらざるか、

一五、肴町

藩政時代魚商多かりしに因ると云ふ、

大正四年十二月四日印刷
大正四年十二月七日發行

編輯兼發行者

千葉縣印旛郡佐倉町役場

代表者

木村典

千葉縣印旛郡佐倉町内新町百參拾壹番地

印刷者

小澤喜一郎

千葉縣印旛郡佐倉町内新町五拾番地

印刷所

小澤活版所

千葉縣印旛郡佐倉町内新町五拾番地

327

763

終

